

第2節 国際交渉・フォーラム、国際アジェンダへの取組

1. G7/G20

(1) G7

イタリア議長年（2024 年）

① 首脳会合

(i) G7 プーリア・サミット

2024 年 6 月 13 日から 15 日にかけて、イタリア・プーリアで、G7 プーリア・サミットが開催された。岸田総理大臣は、世界が複合的な危機に直面している中、前年の G7 広島サミットで強調した、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持、グローバルサウスを始めとする G7 を超えた国際的なパートナーへの関与の強化という二つの視点は、我々がロシアによるウクライナ侵略の継続や中東情勢の緊迫化などの新たな挑戦に直面している中で一層重要である旨述べた。また、こうした視点が G7 伊議長下でも引き継がれていることを歓迎し、国際社会が直面する諸課題への対応を G7 が主導するとの姿勢を改めて世界に示したいと述べた。

セッション 1「アフリカ、気候変動、開発」では、気候変動について、岸田総理大臣から、アフリカの持続可能な開発を確保する観点からも、世界全体で気候変動対策を推進する必要がある、G7 が引き続き先頭に立ちつつ、主要排出国も排出削減を実行することが重要である旨述べた。また、アフリカを含む脆弱国に対する適応及び強靱性強化のための支援に戦略的に取り組む必要があると述べた上で、気候資金の世界的取組に関して、日本の取組も紹介しつつ、先進国以外の主要経済国も然るべく貢献するような枠組みの設定が必要である旨指摘した。G7 首脳は、アフリカの声に寄り添いながら、気候変動や開発を始めとする諸課題への対応において G7 が一層緊密に連携していくことを確認した。

セッション 5「インド太平洋・経済安全保障」では、岸田総理大臣から、インド太平洋及び経済安全保障は、G7 が国際社会をリードし続ける上で戦略的に重要である旨述べた。経済安全保障について、岸田総理大臣は、この課題における連携の在り方について、日本としての考えを説明した。G7 首脳は、過剰生産や非市場的政策及び慣行に関する課題、経済的威圧への対処、サプライチェ

ーンの強靱化、重要・新興技術の保全等について、今後も連携して取り組んでいくことを確認した。

セッション 6「AI、エネルギー／アフリカ、地中海」では、AI のガバナンスに関し、岸田総理大臣から、前年広島 AI プロセスで策定した国際指針や国際行動規範を実践するとともに、G7 を超えて AI ガバナンスに関する取組を進めていくことが重要である旨述べ、2024 年 5 月に広島 AI プロセス・フレンズグループを立ち上げ、既に 50 か国・地域以上の参加を得たことを紹介し、今後も協力を進めていきたい旨を述べた。また、その前提となる、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の重要性についても強調した。加えて、エネルギーについては、岸田総理大臣から、AI の活用に伴い電力需要が急増する見込みであり、全ての社会・経済活動の土台であるエネルギーの安定供給確保は重要な課題であることを指摘した上で、エネルギー安全保障、気候危機、地政学リスクを一体的に捉え、経済成長を阻害せず、各国の事情に応じた多様な道筋の下で、ネット・ゼロという共通のゴールを目指すことが引き続き重要であり、日本は水素を含むあらゆる技術やエネルギー源を活用してイノベーションを推進し、世界の脱炭素化に貢献していく旨述べた。さらに、エネルギー移行に伴い需要が増す重要鉱物については産出国との協力が重要である旨指摘した。その上で、日本は「鉱物安全保障パートナーシップ（MSP）」や「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化（RISE）に向けたパートナーシップ」等を通じ、産出国での付加価値の創出を推進するとともに、多くの国から鉱業の研究者や行政官を招聘して人材育成を進めてきたことを紹介し、今後も協力していきたい旨述べた。

【参考】参加国・国際機関

<G7 メンバー>

日本、イタリア（議長国）、カナダ、フランス、米国、英国、ドイツ、EU

<招待国>

アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル（G20 議長国）、バチカン、インド、ヨルダン、ケニア、モリタニア（AU（アフリカ連合）議長国）、

チュニジア、トルコ、UAE（※別途ゲストとして、ウクライナも参加。）

<国際機関>

AfDB（アフリカ開発銀行）、IMF（国際通貨基金）、OECD（経済協力開発機構）、国連、世界銀行

(ii) その他 G7 首脳会議

2024 年には、議長国であるイタリアの主催により、サミット以外に計 4 回の G7 首脳会議が開催された。このうち、ロシアによるウクライナ侵略が開始されてから 2 年となる機会を捉えて開催された同年 2 月 24 日の G7 首脳テレビ会議では、岸田総理大臣から、2 月 19 日にシュミハリ・ウクライナ首相及び多くのウクライナ政府・企業関係者を東京に迎え、日・ウクライナ経済復興推進会議を開催したことを紹介した。また、その際に、地雷対策など緊急復旧支援から中長期的な生活再建、デジタル・IT 分野等の産業高度化のフェーズに至るまで、官民一体となってウクライナを力強く支援していく姿勢を表明し、計 56 本の協力文書を成果として発表することができたことを説明した。

② 貿易大臣会合

(i) 2024 年第 1 回 G7 貿易大臣会合

2024 年 2 月 7 日、齋藤経済産業大臣は、辻外務副大臣とともに、G7 貿易大臣会合（テレビ会議形式）に出席した。会合では、同年 2 月 26 日から UAE・アブダビで開催される第 13 回 WTO 閣僚会議（MC13）に向けて、紛争解決制度（DS）改革、電子的送信に対する関税不賦課モラトリウム、「貿易と産業政策」を含む、G7 としての優先事項等について議論を行い、G7 貿易大臣声明を取りまとめた。

齋藤経済産業大臣からは、日本から G7 議長国を引き継いだイタリアに祝意を表するとともに、前年の貿易大臣会合で確認した経済的威圧や非市場的な措置に G7 が連携して対応することや、WTO 改革や機能強化にしっかり取り組むことについて、イタリアがこれらの取組を引き継ぎ、発展させることへの期待を述べた。また、WTO の個別論点として、①DS 改革について、MC13 で有意義な成果を出せるよう、各国が最大限の努力を続けるべき、②「貿易と産業政策」について、MC13 での審議の場創設を支持しており、当該審

議の場での成果も念頭に、MC13 後に具体的な対応策の検討を深めるべき、③電子的送信に対する関税不賦課モラトリウムについて、MC13 で商業的に有意義な成果を得るべく、恒久化、少なくとも延長を実現することが不可欠であり、関係各国との調整を進めるべき、④電子商取引交渉について、2024 年の適時に妥結することが重要であり、共同議長国として、交渉を加速すべく G7 各国とも協力していきたい、と発言した。

(ii) 2024 年第 2 回 G7 貿易大臣会合

2024 年 7 月 16 日及び 17 日、イタリア・カラブリア州で G7 貿易大臣会合が開催され、日本からは、齋藤経済産業大臣及び上川外務大臣が出席した。会合では、前年の G7 日本議長年や 6 月のプーリア・サミットの成果も踏まえ、(1) WTO 及び公平な競争条件、(2) 貿易と環境持続可能性、(3) 経済的強靱性と経済安全保障、をテーマにした G7 メンバー間の三つのセッション、及び (4) パートナー国・機関や産業界（※以下の「招待国・機関」を参照）を交えた、サプライチェーン強靱化に関するアウトリーチセッションが開催され、最後に、G7 貿易大臣声明が採択された。

各セッションについて、(1) WTO 及び公平な競争条件のセッションでは、齋藤経済産業大臣より、国際経済体制を「弱肉強食」の世界に戻さないためには WTO の機能回復・強化が必須である旨述べた上で、①DS 改革について、MC13 で確認した 2024 年までの完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現に向けて取組を加速すべきこと、②WTO 電子商取引交渉について、電子的な送信に対する関税賦課の恒久的な禁止を含めた商業的に有意義なパッケージでの早期妥結を目指すべきこと、③「公平な競争条件」について、WTO における「貿易と産業政策」に関する対話をできるだけ多くのメンバーが参加する形で進めるとともに、WTO の外でも、改訂版 OECD 国有企業コーポレートガバナンスガイドライン等を活用してグローバルな規範形成に取り組むべきことを述べた。また、上川外務大臣より、MC13 で合意に近づいた案件について早期に成果を得る必要性を強調し、これまでにない新たな発想を持って WTO 改革を進めていくべきと指摘した。

(2) 貿易と持続可能性のセッションでは、齋藤経済産業大臣より、貿易関連の気候変動措置が、不当に貿易制限的にならない形で設計されるよう、

特に国境を越える製品の炭素集約度の計測手法のあるべき姿について具体的な検討を進めるべきことや、貿易と環境持続可能性の両立にはグローバルサウスとの連携が極めて重要であること等を発言した。また、上川外務大臣からは、貿易政策が環境持続可能性と相互補完的となるよう、G7 が主導的な役割を果たしていく必要性を強調するとともに、貿易への女性の参加促進の重要性を指摘し、日本がアフリカやウクライナなど世界各国で実施している女性の就労・企業支援の取組を今後も続けていく旨述べた。(3) 経済的強靱性と経済安全保障については、齋藤経済産業大臣より、市場において価格以外の要素が正当に評価されることが必要であり、「持続可能性」や「信頼性」などの「共通の原則」に照らして、脱炭素、安定供給、サイバーセキュリティ等の「クライテリア」を政府調達や補助金といった政策ツールに実装していく必要がある旨発言したほか、最近の重要鉱物に対する輸出管理措置について、日本として極めて強い懸念を有しており、G7 として一致したメッセージを発信すべき旨述べた。上川外務大臣より、過剰生産能力について、それを生み出す非市場的政策・慣行 (NMPP) に適切に対処する重要性を指摘するとともに、経済的威圧への対処に向けて、G7 自身の対抗力の強化及び G7 を超えた連携の重要性を強調した。(4) サプライチェーン強靱化に関するアウトリーチセッションでは、齋藤経済産業大臣より、「強靱で信頼性のあるサプライチェーン原則」も踏まえて、G7 自身が、信頼できるパートナーとして途上国の持続的な成長にコミットしていくことが重要であり、日本としても、各国との協力のために確保した予算も活用しながら、途上国とともに強靱なサプライチェーンの構築に取り組む旨述べた。また、上川外務大臣より、①G7 広島サミットにおいて首脳間で確認した「信頼性」の原則を共有する同志国間の連携や官民連携、②鉱物サプライチェーンの生産・加工・投資における高い環境・社会・ガバナンス (ESG) 基準のグローバルな推進、③G7 として資源国への積極的な支援が重要である旨強調した。

〔参考〕招待国・国際機関

＜招待国＞

豪州、ブラジル、チリ、インド、ケニア、韓国、ニュージーランド、トルコ、ベトナム

＜招待機関＞

WTO、OECD

③ 産業・技術・デジタル大臣会合

(i) 2024 年 G7 産業・技術・デジタル大臣会合

2024 年 3 月 14 日及び 15 日の 2 日間にわたり、イタリア・ヴェローナ及びトレントで、G7 産業・技術・デジタル大臣会合が開催され、日本から、石井経済産業大臣政務官と、河野デジタル大臣、長谷川総務大臣政務官が参加した。

本会合では、(1) 産業における AI と新興技術、(2) 安全で強靱なネットワーク、サプライチェーン及び主要な投入要素、(3) デジタル開発・共に成長、(4) 公的部門における AI、(5) 広島 AI プロセスの成果の前進、(6) デジタル政府に関する議論が行われ、会合の成果として、閣僚宣言が採択された。

石井経済産業大臣政務官からは、14 日の会合で、デジタル技術の産業利用の観点から、AI の開発促進と規律確保、量子の早期の産業化について発信するとともに、公正なデジタル競争環境に向けた国際連携の重要性を強調した。また、半導体のサプライチェーン強靱化に向けた G7 諸国間の連携強化や、戦略物資の持続可能で信頼性のある製品が選択されるマーケット作りに向けた協力の重要性について発言した。また、15 日の会合では、AI ガバナンスの観点から、我が国における AI セーフティ・インスティテュートの立上げについて紹介するとともに、AI 安全性評価手法の策定や AI ガバナンス枠組み間の相互運用性の確保に向けた国際協調の重要性を発信した。

〔参考〕招待国・国際機関

＜招待国＞

ブラジル、韓国、ウクライナ、UAE

＜国際機関＞

ITU (国際電気通信連合)、OECD、UNDP (国連開発計画)、UNESCO (国連教育科学文化機関)、国連

(ii) 2024 年 G7 産業・技術イノベーション大臣会合

2024 年 10 月 10 日に G7 産業・技術イノベーション大臣会合が開催され、日本から、上月経済産業副大臣及び竹村総務省国際戦略局長がオンラインで出席した。

本会合では、同年 3 月に採択された G7 産業・技術・デジタル閣僚宣言において、年内に作業を

継続することとした取組の作業結果を確認するとともに、①重要部門におけるグローバル課題新時代への対応ツールとしての産業政策、②企業における AI 導入の推進要因及び課題等について議論が行われた。会合終了後に議長国イタリアから発出された議長国サマリーでは、半導体産業における非市場的政策及び慣行について、緊急かつ喫緊の課題として閣僚間で議論した旨言及された。また、6 月のプーリア首脳コミュニケにおいて、持続可能性や信頼性等の価格以外の要素も考慮した基準の検討について G7 で連携する必要がある旨言及されたことに留意し、特に半導体に関して、包括的で多様な政策ツールを活用し、強靱で信頼性のあるサプライチェーンを構築及び強化する重要性が強調された。

「重要部門におけるグローバル課題新時代への対応ツールとしての産業政策」セッションにおいて、上月経済産業副大臣からは、サプライチェーン強靱化や重要な産業分野における非市場的政策・慣行と過剰生産能力の監視など、G7 メンバー間の連携を深化すべき重要項目として 6 月のプーリア・サミットで合意した内容について、G7 産業大臣会合でも具体化すべきであること、その一環として、一部の国への過剰な依存に伴うリスクの低減とサプライチェーン強靱化に向けて、「持続可能性」や「信頼性」など価格以外の要素が市場で正当に評価されるよう、必要な取組を進めていくべきであること、などについて発言した。また、「企業における AI 導入の促進のための推進要因及び課題」セッションにおいて、我が国からは、国内におけるデジタルスキルの向上に向けた取組について紹介し、特に中小企業が AI を始めとするデジタル技術を活用するために、G7 メンバー間で連携することの意義について発言した。

〔参考〕招待国・国際機関

<招待国>

オランダ、インド、韓国

<国際機関>

ITU、UNDP

(iii) 2024 年 G7 デジタル・技術大臣会合

2024 年 10 月 15 日に、イタリア・チェルノッビオ（コモ）で、G7 デジタル・技術大臣会合が開催され、日本から、浅沼デジタル監、今川総務審議官、渋谷大臣官房審議官（IT 戦略担当）が参加した。

本会合では、2024 年 3 月に採択された G7 産業・技術・デジタル閣僚宣言において、年内に作業を継続することとした取組の作業結果を確認するとともに、二つのテーマ（「公的部門における AI ツールキット、デジタル政府サービス大綱及びデジタル・アイデンティティ・アプローチのマッピング演習」、「広島 AI プロセスの成果の前進について」）について議論が行われ、共同声明が採択された。

〔参考〕招待国際機関

<国際機関>

OECD、UNESCO

④ 気候・エネルギー・環境大臣会合

2024 年 4 月 29 日、30 日に、イタリア・トリノにおいて G7 気候・エネルギー・環境大臣会合が開催され、齋藤経済産業大臣及び伊藤環境大臣、八木環境副大臣が出席した。気候・エネルギー分野においては、2023 年の G7 広島サミットからの継続性と COP28 で決定されたグローバル・ストックテイク（GST）の実施に重点を置きつつ、ネット・ゼロの加速、エネルギー安全保障の確保、途上国との連携等について議論が行われ、気候・エネルギー・環境大臣会合として、閣僚声明が採択された。閣僚声明には、2030 年までの世界全体の再エネ容量 3 倍目標に向けて既存の政策等を通じたエネルギー貯蔵の世界目標 1,500GW への貢献、2030 年までの世界のエネルギー効率改善率 2 倍目標に向けた省エネ関連の情報開示や中小企業支援の促進、2025 年までの非効率な化石燃料補助金の廃止、2035 年までの電力部門の完全又は大宗の脱炭素化、2023 年の G7 日本で一致した「重要鉱物セキュリティのための 5 ポイントプラン」の実施、水素・アンモニアにおける「炭素集約度」の概念を含む国際標準、認証スキーム構築の重要性、鉄鋼製品及び製品の排出に関する「グローバルデータ収集フレームワーク」の実施、削減貢献量の価値の確認に加え、天然ガス投資の必要性やガスセキュリティに関する IEA（国際エネルギー機関）の機能強化、クリーンエネルギー技術のサプライチェーン強靱化の重要性、革新技術（ペロブスカイト、浮体式洋上風力、革新炉、フュージョンエネルギー等）、トランジション・ファイナンスの重要性等について盛り込まれた。

〔参考〕招待国・国際機関

<招待国>

アルジェリア、ケニア、ブラジル、UAE、アゼルバイジャン

<国際機関>

IEA、IRENA、OECD、国連、UNEP（国連環境計画）、UNDP、UNFCCC（国連気候変動枠組条約）事務局、AU、AfDB、ODI（海外開発研究所）

(2) G20

ブラジル議長年(2023 年 12 月～2024 年 11 月)

① 首脳会合

(G20 リオデジャネイロ・サミット)

2024 年 11 月 18 日及び 19 日、ブラジル・リオデジャネイロにて G20 リオデジャネイロ・サミットが開催された。

セッション 1「飢餓と貧困との闘い」では、石破総理大臣から、気候変動に関し、世界の温室効果ガス排出量の約 8 割を占める G20 は、世界のリーダーとして、気候変動対策、経済成長、エネルギー安全保障の同時実現に責任を有し、1.5℃目標と整合する総量削減目標を含む、野心的な次の「国が決定する貢献（NDC）」を策定し、実行することが重要であり、各国の事情に応じた多様な道筋の下で、2050 年ネット・ゼロという共通目標を達成したいと考える旨述べた。

セッション 2「グローバル・ガバナンス機構改革」では、WTO 改革や AI に係る国際協力を含むグローバル・ガバナンス改革について議論が行われ、石破総理大臣から、WTO 改革について、デジタル化が進む国際貿易の世界において、WTO 改革は喫緊の課題であり、共に政治的な推進力を与えたいとした上で、特に、紛争解決機能の回復は急務であり、WTO が目の前の課題を着実に実現していくことも重要と述べた。

セッション 3「持続可能な開発とエネルギー移行」では、1.5℃目標達成に向けた気候変動・エネルギー移行の取組や持続可能な開発等について議論が行われた。G20 メンバーは、G20 が世界の温室効果ガス排出の 80%を占めていることを踏まえ、G20 が果たすべき主導的役割を認識しつつ、気候変動・エネルギー移行に向けた取組を強化することへのコミットメントの重要性を共有した。

【参考】参加国・招待国・国際機関

<G20 メンバー>

日本、ブラジル（議長国）、アルゼンチン、豪州、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、英国、米国、AU、EU

<招待国>

アンゴラ、ボリビア、チリ、コロンビア、エジプト、マレーシア、モザンビーク、ナイジェリア、ノルウェー、パラグアイ、ポルトガル、カタール、シンガポール、スペイン、タンザニア、UAE、ウルグアイ、ベトナム、バチカン

<国際機関>

AfDB、AIIB（アジアインフラ投資銀行）、CAF（ラテンアメリカ開発銀行）、FAO（国連食糧農業機関）、FSB（金融安定委員会）、IDB（米州開発銀行）、ILO（国際労働機関）、IMF、LAS（アラブ連盟）、NDB（新開発銀行）、国連、UNCTAD（国連貿易開発会議）、UNESCO、世界銀行、WHO（世界保健機関）、WTO

② 貿易・投資大臣会合

2024 年 10 月 23 日から 27 日にかけて、G20 貿易・投資大臣会合がブラジルで開催され、松尾経済産業審議官及び片平外務省経済局長が出席した。本会合では、(1) WTO 改革と多角的貿易体制の強化、(2) 国際貿易における女性、(3) 貿易と持続可能な開発、(4) 投資協定における持続可能な開発について議論がなされた。

松尾経済産業審議官からは、(1) WTO 改革と多角的貿易体制の強化について、①紛争解決(DS)制度改革については、第 13 回 WTO 閣僚会議(MC13)で確認した 2024 年までの完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現に向けて取組を加速していく必要がある旨、②公平な競争条件の確保については、「貿易と産業政策」に関する対話の場も活用して、現行の WTO ルールが適切に機能しているのか検証し、機能していない部分についてはどう改善すべきか議論を深めていくべき旨、③有志国による新たなルール形成の取組である共同声明イニシアティブ(JSI)については、WTO 協定への組込みに向けて、政治的モメンタムが必要である旨を述べた。また、(2) 国際貿易における女性については、日本が実施している女性活躍推進に優れた企業を銘柄として選定し投資家に紹介する取組や、女性起業家のための海外派遣、資金調達支援等を紹介したほか、国際貿易

センター（ITC）を通じたアフリカ等でデジタル技術を活用した女性の就労・起業支援についても触れ、今後もこうした取組を推進していきたいと発言した。

【参考】招待国・国際機関

＜招待国＞

チリ、エジプト、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポルトガル、シンガポール、スイス、スペイン、UAE、ウルグアイ

＜国際機関＞

WTO、世界銀行、OECD、ITC（国際貿易センター）、UNCTAD、CAF、FAO、IDB、ILO

③ デジタル経済大臣会合

ブラジルが議長国を務め、2024 年 9 月 13 日に、G20 デジタル経済大臣会合がブラジル・マセイオで開催された。本会合には、日本から石川デジタル副大臣、今川総務審議官が参加し、①デジタル包摂性、普遍的で意味のある接続性、②デジタル政府と包摂的なデジタル公共インフラ（DPI）、③オンライン上の情報インテグリティとデジタル経済における信頼性、④包摂的で持続可能な開発と不平等削減のための AI が議題され、会合の成果物として、閣僚文書及び付属書議論の内容を踏まえた成果文書及び議長総括が発出された。

【参考】参加した招待国・国際機関

＜招待国＞

2. OECD

(1) 経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会

① 2024 年 OECD 閣僚理事会

2024 年 5 月 2 日及び 5 月 3 日、OECD 閣僚理事会（Meeting of the Council at Ministerial Level: MCM）が、「変化の流れの共創：持続可能で包摂的な成長に向けた客観的で高い信頼性に裏付けられたグローバルな議論の先導」というテーマの下、開催された。OECD 加盟 60 周年を迎えた日本が議長国を務め、日本からは、岸田総理大臣、上川外務大臣、齋藤経済産業大臣、新藤内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、松本総務大臣、河野デジタル大臣及び森屋内閣官房副長官ほかに参加した。

開会セレモニーでは、岸田総理大臣が議長国基調演説を行うとともに、OECD 東南アジア地域プログラム（SEARP）10 周年記念式典に出席した。議長国基調演説において、岸田総理大臣からは、

デンマーク、ナイジェリア、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、UAE

＜国際機関＞

ITU、OECD、UNDP、UNESCO、UNIDO（国連工業開発機関）

④ エネルギー移行大臣会合

2024 年 10 月 4 日、G20 エネルギー移行大臣会合がブラジルのフォス・ド・イグアスにて開催された。G20 エネルギー移行大臣会合では、①新興・発展途上国のエネルギー移行のためのファイナンス、②エネルギー移行の社会的側面、③持続可能燃料などの論点について議論され、閣僚声明及び付属文書が採択された。

【参考】参加した招待国・国際機関

＜招待国＞

デンマーク、ポルトガル、スペイン、シンガポール、UAE、チリ、ノルウェー

＜国際機関＞

AU、CAF、CEM（クリーンエネルギー大臣会合）、GECF（ガス輸出国フォーラム）、ILO、IEA、IRENA、ISA（太陽に関する国際的な同盟）、MI（ミッション・イノベーション）、世界銀行、WEF（世界経済フォーラム）、OPEC（石油輸出国機構）、SEforALL（万人のための持続可能なエネルギー）等

国際経済がインフレ、エネルギーや食料の供給途絶、サプライチェーン分断等のリスクに直面する中、「変化の流れの共創」の精神の下に結束し、国際社会が直面する危機を乗り越える重要性を強調した。また、日本の OECD 加盟から 60 年が経ち、国際社会が多極化や分断と紛争に直面する中、「共通の価値」を持つ OECD が、東南アジア地域を始め、世界の様々な地域の非加盟国へアウトリーチしていく重要性を指摘した。さらに、日本は数少ないアジアの加盟国として、OECD とアジア地域の架け橋となり、OECD が将来にわたって世界経済を主導するための貢献を果たしていく考えを発信した。

続く SEARP10 周年記念式典でのスピーチでは、岸田総理大臣から、信頼できるデータと分析という OECD の強みを東南アジアの持続可能な成長につなげるため、「日本 OECD・ASEAN パート

ナシップ・プログラム（JOAPP）」の立上げを
発表した。さらに、東南アジア地域における
OECD の関与を強化する ERIA（東アジア・
ASEAN 経済研究センター）との覚書の改訂が歓迎
された。

会合では、マクロ経済、自由で公正な貿易・投資、
経済的強靱性、OECD による非加盟国へのア
ウトリーチ、環境問題・気候変動、持続可能な開
発、AI・DFFT を含むデジタル等のトピックにつ
いて、日本が議長国として議論を主導した。

齋藤経済産業大臣は、自由で公正な貿易・投資
に関するセッション、経済的強靱性のセッション
に出席し、特に、経済的強靱性のセッションでは、
議長として、サプライチェーン強靱化、経済的威
圧への対処、非市場的政策及び慣行への対応等の
議論を牽引した。

会合の最後には、閣僚理事会の成果として、閣
僚声明が採択された他、「国有企業のコーポレー

トカードガバナンス・ガイドラインについての
OECD 勧告」の改訂版などの成果文書も併せて採
択された。

【参考】キーパートナー国・招待国・国際機関

＜キーパートナー国＞

ブラジル、中国、インド、インドネシア、南ア
フリカ

＜招待国・地域＞

アルゼンチン、ブルガリア、香港、クロアチア、
エジプト、ラオス、モロッコ、ペルー、ルーマ
ニア、シンガポール、タイ、ウクライナ、ベト
ナム

＜その他＞

ASEAN、AU、BIAC（経済産業諮問委員会）、
TUAC（労働組合諮問委員会）、IEA 他

3. WTO 全体の動向

(1) WTO³⁸⁹全体の動向

WTO 設立後初のラウンド交渉として、2001 年
にカタールのドーハで開催された第 4 回 WTO 閣
僚会議（MC4）において、途上国の要求に配慮す
る形で立ち上げられたドーハ開発アジェンダ（以

下、ドーハ・ラウンド）（交渉項目は以下の第 III-
2-2-1 表を参照）は、その後、交渉分野や参加国の
多さ、先進国と新興国の意見の懸隔といった理由
から、交渉が長期化した（第 III-2-2-2 図）。

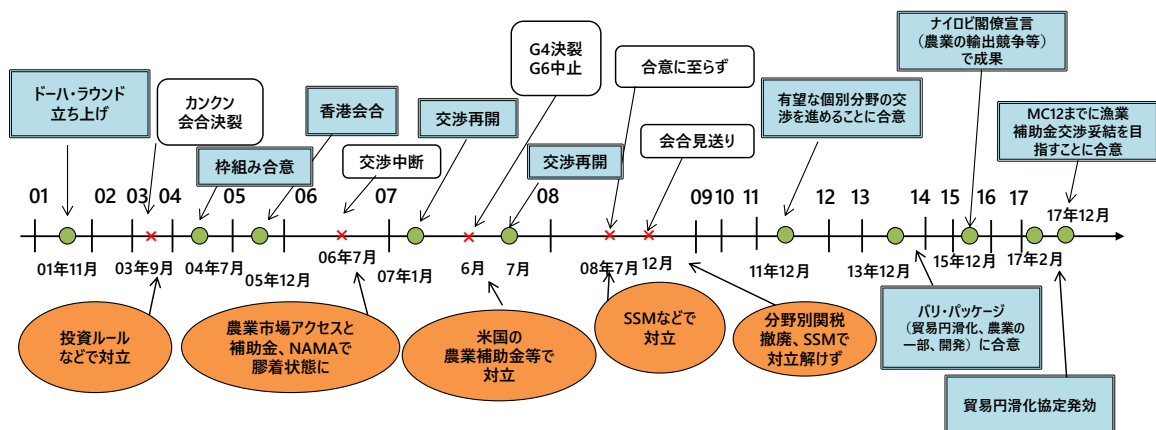
³⁸⁹ 1930 年代にまん延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、
1948 年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とする GATT（関税及び貿易に関する一般協定）が発効した。1995 年
には、GATT を発展的に改組して WTO を設立した。現在 166 개국・地域が加盟する WTO は、①交渉（ラウンド交
渉などによる WTO 協定の改定、関税削減交渉）、②紛争解決（WTO 紛争解決手続による貿易紛争の解決）、③監
視・透明性（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）の機能を有し、多角的な貿易を規律する世界の貿易システ
ムの基盤となっている。

第 III-2-2-1 表 ドーハ・ラウンド一括受託の交渉項目と主要論点³⁹⁰

農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA (非農産品市場アクセス)	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、 非関税障壁の撤廃
サービス	外貨規制の削減等の自由化、迅速化、 その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化、 漁業補助金の規律導入
貿易円滑化	貿易手続の簡略化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）
TRIPS（知的所有権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI）、 多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品、サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成。

第 III-2-2-2 図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



資料：経済産業省作成。

2017 年 12 月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われた第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）でも、主要分野では大きな前進が得られず、成果文書も議長声明の発出にとどまったが、各加盟国からは WTO に関与し続ける姿勢が示された。漁業補助金について、第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて議論を継続することとなったほか、電子商取引、投資円滑化、中小零細企業（MSMEs）、サービス国内規制といった今日的課題について、

今後の WTO における議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。

現状の貿易を取り巻く問題は、市場歪曲的な措置やデジタル保護主義の広がりなど多様化しているが、WTO はこれらに十分に対応できず、一方的な貿易制限措置や対抗措置の応酬や紛争解決機能の一部停止の誘因の一つになっていることから、WTO の機能改善に向けた「WTO 改革」の機運が高まっている（後述）。WTO 改革の議論

³⁹⁰ ラウンド立上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達等の透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

の加速が期待される中、2020 年春以降のコロナ禍により、MC12 は複数回延期となったが、まず 2021 年 12 月にはサービス国内規制、投資円滑化、電子商取引、貿易と環境持続可能性といった多様な分野で有志国による共同宣言・声明が発出された。その後、2022 年 6 月にスイスのジュネーブで MC12 が開催された。会議では、特に新型コロナウイルス感染症によるパンデミックや食料安全保障等の喫緊の危機への対応が焦点となり、6 年半ぶりに全加盟国での閣僚宣言を採択した（MC12 までの具体的な成果については、通商白書 2024 を参照）。

MC13 は、2024 年 2 月にアラブ首長国連邦（UAE）のアブダビで開催された。会議では、DS 改革、審議機能強化、電子商取引、開発、漁業補助金、農業等に焦点を当てて議論が行われ、成果として、閣僚宣言と個別の閣僚決定を採択する形となった。多くの国にとって最も大きな関心事項のひとつである DS 改革については、これまでの進捗を土台として議論を加速させ、MC12 で合意した 2024 年までの目標の達成に向け、上訴／レビューやアクセシビリティを含む未解決の論点に取り組むことが合意された。また、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについては、第 14 回 WTO 閣僚会議（MC14）又は 2026 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで延長することが決定された。また、WTO における途上国の声の拡大に伴い、途上国の経済発展や開発に着目した決定もなされた。例えば、LDC から卒業した国に対しては、一定の移行支援を実施することが確認されたほか、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）及び貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）の効果的な実施を支援するため、LDC を含む途上加盟国に対する技術支援、訓練及び能力構築の重要な役割等について確認する閣僚宣言が採択された。一方で、日本を含めて多くの国が追求していた論点の中には、一部加盟国の反対により合意できなかったものもある。例えば、審議機能の強化の一環として目指していた新たな審議課題に関する議論の場の立上げや、漁業補助金協定の追加規律への合意は実現されなかった。

また、MC11 で発出された共同声明に基づいて交渉が進められた共同声明イニシアティブ（JSI）のうち、サービス国内規制に関しては、有志国間での規律案の議論を経て、GATS の約束表に、追

加的な約束として新たな規律を取り込む手続を進めた。その結果、2024 年 2 月、我が国や EU 27 か国を含む 52 か国・地域について、WTO の手続が完了した。投資円滑化に関しては、2023 年 7 月に「開発のための投資円滑化に関する協定」のテキスト交渉が妥結し、MC13 で、交渉妥結の宣言と協定条文を公表する旨の閣僚宣言を発出した。さらに、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書 4 に同協定を組み込むよう要請したが、WTO 加盟国によるコンセンサスを得られず、その後、一般理事会でも議論が行われている。

MC13 後には、2024 年 5 月に行われた OECD 閣僚理事会及び APEC 貿易担当大臣会合、同年 7 月の G7 貿易大臣会合、同年 10 月の G20 貿易・投資大臣会合などで、MC13 の成果が改めて確認されたほか、WTO 改革をさらに進めていく旨の合意が繰り返しなされている。

MC13 で審議の場の立上げが実現されなかった「貿易と産業政策」については、2024 年 9 月以降、ジュネーブにおいて非公式な形で議論が実施されている。各国が持ち回りでセッションを実施し、各セッションとも多くのメンバーの参加を得ており、2025 年 2 月には、日本も、EU 及びケニアと共催する形で、「産業補助金の透明性」についてのセッションを実施した。また、2024 年内の実現が目指されていた DS 改革については、年内での改革実現は果たされなかったが、上訴／レビューやアクセシビリティ等の論点について多くの議論が重ねられた。加えて、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについては、2024 年 9 月以降毎月、電子商取引作業計画に関する特別会合が開催され、主に開発の側面に関する議論が行われている。

(2) WTO 改革の必要性及び現状

1995 年に WTO が設立されてから、四半世紀が経過した。その間の新興国の台頭や産業構造の変化により、WTO は現状の貿易を取り巻く問題に十分に対応できていないとの批判があり、一部の国による一方的な貿易制限措置や対抗措置の誘因の一つになっている。このため、保護主義を抑止し、自由で開かれた貿易体制を維持するためにも、WTO の機能改善に向けた「WTO 改革」の機運は引き続き高まっている。

WTO は、①交渉、②紛争解決、③監視・審議の三つの機能を有しており、以下、それぞれの機能改革について、その必要性及び現状について概観する。

① 交渉機能

交渉機能改革について、ドーハ・ラウンド交渉立上げから 20 年以上経過する中で、2022 年の MC12 では漁業補助金に係る協定に全加盟国で合意するとの成果があったものの、全加盟国による全会一致（コンセンサス）の原則の下でのルール形成は困難な状況となっている。全ての加盟国によるラウンド交渉が進まない中、情報技術協定（ITA）拡大や電子商取引交渉といった有志国による個別ルール・分野毎の複数国間（プルリ）交渉が積極的に行われてきた。例えば、ITA については、新型半導体など新たな品目を盛り込んだ拡大 ITA が 2015 年に妥結されている。我が国は現在、APEC 域内における ITA の重要性や意義について再確認するための APEC プロジェクトを実施するなど、ITA の取組の推進と拡大を図っている。また、2017 年の MC11 において、電子商取引、投資円滑化、中小零細企業（MSMEs）、サービス国内規制といった、現在の世界経済が直面する課題に即した分野に関する有志国による四つの JSI が立ち上がる等、交渉機能向上に向けて取り組んでいる。

電子商取引と投資円滑化それぞれの JSI の詳細は以下のとおりである。

（A）電子商取引共同声明イニシアティブ交渉
MC11 で発出された共同声明にもとづき、2018 年 3 月から、将来の WTO 電子商取引ルールに含まれるべき要素について議論を行う探求的作業が開始された。同年 12 月までに、約 80 以上の加盟国が参加して計 9 回会合が開かれ、電子署名、オンラインの消費者保護、データ流通等幅広い論点について議論が行われた。

2019 年 1 月、スイス（ダボス）において、日本は、豪州、シンガポールと共に、WTO の電子商取引に関する非公式閣僚級会合を主催した。同会合で各国代表は、WTO におけるルール作りの意義等について意見交換を行い、会合後、国際貿易の約 90% を代表する 76 の加盟国³⁹¹で、電子商取引の貿易側面に関する交渉を開始する意思を確認

する共同声明を発出した。同年 6 月、G20 大阪サミットの機会に、安倍総理大臣が「デジタル経済に関する首脳特別イベント」を主催し、トランプ大統領、ユンカー欧州委員会委員長、習近平中国国家主席など 27 か国の首脳及び WTO を始めとする国際機関の長が出席した。「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」が発出され、電子商取引 JSI に参加する 78 か国・地域と共に、電子商取引 JSI 交渉について、MC12 までに実質的な進捗を得ることを目指す旨合意した。

2023 年 12 月には、サイバーセキュリティやオンライン消費者保護等の 13 条文について交渉が実質的に妥結したこと、残された条文の収斂に向けて引き続き努力すること、さらに、2024 年の適時に交渉妥結するために努力することについて宣言する共同議長国声明を発出した。2024 年 7 月、共同議長国は、交渉参加国・地域を代表して、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成した旨の共同議長国声明を発出するとともに、テキストを公表した。合計 38 条文からなる同テキストは、①貿易書類の電子化や規制の透明化等を通じた電子決済の促進による電子商取引の貿易円滑化、②政府データの公開やインターネットのアクセス・使用を通じた開かれた電子商取引の確保、③サイバーセキュリティ、オンライン消費者保護や個人情報保護による電子商取引の信頼性向上にかかる規律を含む。特に商業上有意義な規定として、我が国の産業界が長年求めていた、電子的送信に対する関税賦課の恒久的な禁止も含まれている。同声明においては、参加国・地域は、交渉の成果を WTO の法的枠組みに統合することを目的に、参加国・地域と連携していくことが記載された。

2025 年 2 月の一般理事会において、71 の交渉参加国・地域が共同提案国となり、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書 4 に同協定を組み込むよう要請したが、WTO 加盟国によるコンセンサスは得られなかった。引き続き、同協定のマラケシュ協定への組み込みについて、議論が行われている。

（B）投資円滑化協定

³⁹¹ WTO, 'DG Azevêdo meets ministers in Davos: discussions focus on reform; progress on e-commerce', 25 January 2019, https://www.wto.org/english/news_e/news19_e/dgra_25jan19_e.htm.

現在、包括的な投資に関するルールを定めた多国間協定は存在せず、二国間投資協定や経済連携協定で対応している。

2017 年 12 月の MC11 で、有志国による閣僚共同声明を発出（日本、EU、中国を含む 70 加盟国・地域が参加。米国、インド、南アフリカは不参加）した。当該声明を受け、開発のための投資円滑化に関するオープンエンド交渉会合（以下、オープンエンド交渉会合）にて、全 WTO 加盟国・地域が参加するマルチの枠組み作りを目指すとの前提で、投資に関わる措置のうち、①透明性・予見可能性等の向上、②事務手続の簡素化・迅速化、③情報共有等の連携、④開発途上国の特別待遇等について議論を行った。

2019 年 11 月、上海での WTO 非公式閣僚会合にて「開発のための投資円滑化に関する有志国会合」が開催され、我が国を含む 92 の有志国・地域が、MC12 での具体的な成果を目指すとの閣僚共同声明を発出した。その後、2020 年 9 月からオープンエンド交渉会合が開始された。

2021 年 12 月、有志国・地域の大使級による共同声明が発出され、交渉開始以降の進展を評価し、2022 年末までの交渉の妥結を目指して交渉する意思とともに、全ての WTO 加盟国・地域に対して本交渉への参加を呼び掛けた。2022 年 12 月の有志国・地域会合にて議長声明が発出され、交渉に実質的な進展が達成されたと評価し、2023 年 7 月には、協定の実体規定の文言が妥結した。

2024 年 2 月に行われた MC13 で、有志国・地域は「開発のための投資円滑化に関する協定」の交渉の妥結の宣言と協定条文を公表し、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書 4 に同協定を組み込むよう要請したが、WTO 加盟国によるコンセンサスを得ることはできなかった。以降に開催された一般理事会においても、125 か国・地域を超える共同提案国・地域が、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書 4 に同協定を組み込むよう累次要請したが、一部の国の反対により、WTO 加盟国によるコンセンサスは得られていない。同協定のマラケシュ協定への組み込みについては、引き続き議論が行われている。

② 紛争解決機能

紛争解決機能について、WTO では、小委員会（パネル）と上級委員会の二審制が導入されている。上級委員会は、紛争解決機関（DSB）によっ

て設置された「小委員会（パネル）が取り扱った問題についての申立てを審理する」常設機関であり、「7 人の者で構成するものとし、そのうちの 3 人が一の問題の委員を務める」とされている。

通常、上級委員の任期終了前に、次の委員の選任が行われるが、2017 年 6 月以降、DSB において、上級委員選任プロセスを開始するためのコンセンサスが形成されていない。これにより、次々と委員が任期を終える一方で、新たな委員の選任がなされない状況が続いた。2019 年 12 月には残る上級委員が 3 人を下回り、新たに審理を行うことができなくなった。2020 年 11 月には、残っていた最後の 1 名の任期も切れ、上級委員は現在空席となっている。上級委員会が WTO 協定に定められた（加盟国の）権利・義務を追加・縮減していると批判を強めている米国の問題意識も踏まえ、2019 年 1 月より、ウォーカー NZ 大使（DSB 議長）がファシリテーターとなり、上級委員会の機能を改善するための解決策（「ウォーカー原則」）の採択が目指されたが、一部加盟国の反対により採択には至らなかった。

上級委員会の機能回復に向けた実質的な議論は、米国の関与を得て進捗するに至っていない。そのため、紛争解決手続では、パネル判断について上訴されるが、上級委員会の審理がなされないため、パネルによる判断が確定しない事案（いわゆる空上訴）が累積してきている。こうした中、WTO 加盟国は、2022 年 6 月に開催された MC12 で、「2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うこと」に合意し、これは MC13 においても確認された。その後、2024 年内での改革実現は果たされなかったが、上訴／レビューやアクセシビリティ等の論点について多くの議論が重ねられた。2025 年以降の議論の進め方については、今後、検討していく予定となっている。

また、EU 等の一部の加盟国は、2020 年 4 月に、MPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント）を立ち上げ、DSB に通報した。MPIA は、上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定める紳士協定である。日本も、2023 年 3 月に参加した（2025 年 3 月時点で、日本を含め 54 か国・地域が参加）。

③ 監視・審議機能

監視・審議機能とは、多国間の監視・審議により、ルール遵守を促すものであるが、現在、効果的な監視メカニズムの構築が求められている。現実とルールのギャップを埋めるべく、特に新たな課題への対応に向けて議論が行われており、ここでは、「貿易と産業政策」と「貿易と環境」の分野における取組の状況を概観する。

(A) 「貿易と産業政策」

近年、各国で産業補助金等の産業政策が実施されるようになり、その重要性は増している。他方、そうした各国の産業政策が貿易に悪影響を及ぼすことを防ぐべく規定された既存の WTO ルールでは、現代における産業政策の実態を捕捉し効果的に対処することができなくなっている。例えば、加盟国が貿易に影響を与える措置（補助金等）を導入した際に WTO に通報する義務が各協定で規定されているが、この通報義務が遵守されていない場合も多い。措置の透明性の低さは、市場歪曲的な政府支援等を助長しやすく、例えば過度な補助金が過剰生産能力の問題をもたらすなど、貿易に悪影響を及ぼすおそれが高まる。このため、通報義務の適切な履行を促す、より効果的な監視メカニズムの構築に向けて、2018 年 11 月、物品の貿易に関する理事会へ日米欧等が共同提案を示した。その後、共同提案国以外のコメントを踏まえ、米国が主導して 2021 年 7 月と 2022 年 7 月の二度にわたって改訂案を提示したが、合意に至っていない。

こうした中で、WTO の各委員会の運営を通じた状況改善を志向する動きがあり、2023 年 3 月の一般理事会で、EU から透明性の向上も視野に入れた審議機能改善に係る提案が示された。本提案は、多くの国が産業補助金を始めとする様々な産業政策上の措置をとりつつある中、「貿易と国家介入」の分野について、WTO における審議機能を強化する目的で提出された。

各国による産業政策上の措置に関しては、従前より、各委員会等で、個別協定の実施にかかる議論が行われている。例えば、「補助金及び相殺措置に関する協定」（SCM 協定）に関する論点は補助金委員会、「貿易に関する投資措置に関する協定」（TRIMs 協定）に関連する課題については TRIMs 委員会、それぞれ議論されてきた。他方、近年実施されている産業分野への政府支援には、

既存協定では規律を適切に及ぼすことができないものや、逆に複数の協定の適用が及ぶ複合的なものなど、様々な政策・措置が取られているほか、各措置が相互に関わりを持つことも多く、産業政策はますます複雑化している。

この状況を受けて、こうした政策・措置について適切に議論をする場を設け、産業補助金や国有企業等を含めた産業政策全般が貿易にもたらす影響を横断的に議論すべきであるという問題意識に基づき、2024 年 2 月末に開催された MC13 において、「貿易と国家介入」に関する審議の場の立上げが提案され、日本や EU、カナダ等を始めとする国々が支持し、その重要性を主張した。WTO 閣僚会議における初の試みとして実施された「貿易と産業政策・政策余地を含む持続可能な成長」に関する対話形式の議論でも、日本は、「貿易と産業政策」に関する審議の場を立ち上げるべきと主張し、途上国を含めた多くの国の賛成があった。最終的には、一部の加盟国の反対により MC13 における立上げは実現しなかったものの、2024 年 9 月以降、ジュネーブにおいて非公式な形で議論が実施されている。

2024 年 9 月には、カナダが補助金協定の歴史についてのセッションを開催し、同 10 月には、コスタリカ、ベトナム、南アフリカが経済発展の歴史や産業政策の役割について、同 11 月には英国とタイが産業政策と国際貿易について、それぞれセッションを共催するなど、各国が持ち回りでセッションを実施しており、各回とも多くのメンバーの参加を得ている。2025 年 2 月には、日本も、EU 及びケニアと共催する形で、「産業補助金の透明性」についてのセッションを実施した。

(B) 貿易と環境

環境問題への意識の高まりを受け、1994 年に WTO の通常委員会として、貿易と環境委員会（CTE）が設置された。毎年 3～5 回ほど会合が開催され、「多国間環境協定に規定される貿易措置と WTO の下での多角的自由貿易体制との関係」等の項目について検討が行われている。2023 年からは、貿易と環境にまつわる様々なテーマを取り上げるテーマ別会合が実施されており、特に貿易関連気候措置（TrCMs）に関する議論が活性化している。2024 年 10 月の CTE では、日本より、各国の異なる TrCMs が断片化し、必要以上に貿易制限的になることを防ぐ観点から、体化排出量

の計測手法に関する国際的なガイダンスの策定に関する提案を行った。

また、2020 年 11 月には、MC12 に向け、日本を含む 53 か国・地域が、CTE やその他の関連する WTO の各委員会の作業を補完及び支援することを目的として、貿易と環境問題に関する様々な論点を議論していく「貿易と環境持続可能性に関する体系的議論」(TESSD)を立ち上げる提案を行い、2021 年、WTO における議論を開始した。同 3 月には、日本より、温室効果ガス削減に資する製品・技術の普及を円滑化するため、関税撤廃や規制面に関するルール作り、途上国の能力構築を柱とした提案をオタワグループ閣僚級会合において行った。

2021 年 12 月、貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明を 71 か国・地域（日本・米国、EU、中国等）で発出し、環境物品・サービスの貿易を促進するためのアプローチの検討、WTO ルールに合致した気候変動対策についての専門的な議論の開始など、TESSD で継続して議論することに合意した。2022 年は、同年初めに合意された作業計画に基づき、①貿易関連気候措置、②環境物品・サービス、③循環経済、④補助金の四つの WG（ワーキンググループ）で議論が行われた。2024 年 2 月に行われた MC13 では、それまでの議論の成果を踏まえて、共同議長声明、作業計画のアップデート、四つの WG の成果文書が発出された。参加国・地域は 2025 年 3 月現在で 78 に拡大している。

EGA（環境物品協定）交渉については、2016 年 12 月の閣僚会合以降、交渉再開の目途は立っていないが、TESSD 等で関連の議論が継続されている。

なお、一部の加盟国からは、途上国地位の在り方について議論が提起されている。WTO 協定上、発展途上国は、無差別原則及び相互主義に対する例外として「特別かつ異なる待遇」（協定上の義務の一部猶予、補助金削減目標の緩和、技術的支援等）を受けることができる。しかし、WTO には、これらの待遇の対象となる途上国について明確な基準がなく、各国は自己申告により当該待遇を享受できる（自己宣言方式）。経済発展を実現した途上国がこのような待遇を享受することを問題視する意見がある中、ブラジル、シンガポール、韓国、台湾、コスタリカは現在・将来の交渉でこのような待遇を求めないことを宣言している。一

方、「特別かつ異なる待遇」は途上国の発展に不可欠であると多くの途上国が主張しており、各交渉分野において「特別かつ異なる待遇」の対象及び程度についても議論されている。また、途上国に対して、産業化のための「政策余地」を求める提案もある。既存の WTO 協定の適用緩和を求めるものだが、これについても、先進国を中心に一律に全ての途上国に対して柔軟性を導入することには反対する声があり、議論が続いている。

(3) WTO 協定（ルール）の実施

WTO 協定は、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。WTO 協定では、履行監視手続や履行されない場合の対抗措置等も用意されており、紛争解決手続による措置の是正勧告は履行率が高く、実効性が高いものとなっている。また、通商摩擦を政治問題化させずに解決することができるという点でも有益である。1995 年の WTO 発足以来、紛争解決手続が利用された案件は 634 件（2025 年 3 月現在。協議要請が行われたがパネル設置に至らなかったものを含む。）に上っている。

我が国が当事国として WTO 紛争解決手続に付託している案件のうち経済産業省が関与して、解決を図っている最近の事例の詳細は、下記を参照されたい。

① 韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置

2016 年 6 月、韓国政府は、日本からのステンレススチール棒鋼に対する第 3 次サンセット・レビューを開始し、2017 年 6 月、3 年間課税措置を延長する旨の決定をした。

本措置は、日本産品が韓国産品やインド産品と競争関係にない可能性や、中国等第三国産品の輸入が増加している点を考慮せず、日本産品に対する課税を継続しなければ損害が再発する可能性があることと認定しており、アンチダンピング（AD）協定に非整合である可能性がある。

我が国は、2018 年 6 月、韓国に対して WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、同年 9 月に、我が国はパネル設置を要請し、同年 10 月にパネルが設置された。以後、パネルにおいて審理が行われた。

2020 年 11 月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対する AD 課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD 協定第 11.3 条に非整合的であると判断した。

2021 年 1 月、韓国は、WTO 上級委員会に申し立てたが、上級委員会は既に機能を停止していたため、審理がなされていない（いわゆる空上訴）。

また、2020 年 1 月に第 4 次サンセット・レビューが開始され、2021 年 1 月に 3 年間課税措置を延長する旨決定された。第 5 次サンセット・レビューについては、国内生産者からの要請がなく行われず、2024 年 1 月に課税が終了した。

② インドの ICT 製品に対する関税引上げ措置

2014 年 7 月以降、インド政府は、自国の WTO 協定譲許表において無税としている一部の ICT 製品（携帯電話、基地局、通信機器、電話機・通信機器部品等）について、予算法案（並びにその後の予算法）及び関連通達により 10～20%の関税引上げ措置を導入した。

インドは、同国の WTO 協定譲許表において、当該 ICT 製品の譲許税率を無税と定めているにもかかわらず、それを超える関税を賦課しており、譲許税率を超えない関税率の適用を義務付ける GATT 第 2 条に非整合的である可能性がある。

我が国は、前出の品目について、2019 年 5 月に WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、インドと二国間協議を実施した。しかしその後も、インド側からは、状況の改善に向けた見通しが示されなかったため、2020 年 3 月に、我が国はパネル設置を要請し、同年 7 月にパネルが設置された。なお、インドは、パネル設置要請後、2020 年 2 月の予算法案及び関連通達、2022 年 1 月の実行関税率表の改訂において、電話機・通信機器部品の一部の関税をさらに引き上げた。2023 年 4 月、

パネルは我が国の主張を受け入れ、インドの措置は WTO 協定に非整合的であるとし、インドに対して同措置の是正を勧告するパネル報告書が公表された。2023 年 5 月、インド政府はパネル報告書を不服として、上級委員会へ申し立てたが、上級委員会は機能停止中のため、上級委員会に申し立てられたまま審理が行われない状態となっている（いわゆる空上訴）。

③ 中国のステンレス製品に対するアンチ・ダンピング措置

2018 年 7 月、中国政府は、我が国を含む 4 か国・地域（日本、韓国、インドネシア及び EU）からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板及びステンレス熱延コイルの輸入に対しアンチ・ダンピング（AD）調査を開始し、2019 年 7 月に課税措置が開始された（当初期間：2019 年 7 月 23 日～2024 年 7 月 22 日）。

我が国は、2021 年 6 月に、中国に対して WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、同年 8 月に、パネル設置を要請し、同年 9 月にパネルが設置された。2023 年 6 月、中国の措置が AD 協定に非整合的であることを認定し、中国に是正を勧告するパネル最終報告書が公表され、翌 7 月、WTO 紛争解決機関（DSB）により採択された。履行のための期間は 2024 年 5 月 8 日までと日中間で合意されたが、その後も措置が継続していたため、日本は措置の早期撤廃を促しつつ、WTO 協定上更なる手続（勧告履行の有無・適否を確認する手続、及び、対抗措置を申請する手続等）の検討を進め、5 月 29 日には、今後の手続の遂行順序（「シークエンス合意」）を WTO に通報した。

当初期間末日の 2024 年 7 月 22 日、措置延長調査が開始されたが、同延長調査の対象には日本は含まれなかった（韓国、インドネシア、EU、英国（2020 年に EU から離脱したため）のみ対象）。したがって、日本製ステンレス製品に対する本 AD 措置は、同日の経過をもって終了・撤廃された。

4. APEC を通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

(1) APEC

2024 年の APEC は、ペルーが議長を務め、全体テーマ「EMPOWER. INCLUDE. GROW」の下、(1) 包摂的で連結性のある成長のための貿易・投資、(2) フォーマルかつグローバル経済への移

行を促進するイノベーション及びデジタル化、(3) 強靱な発展のための持続可能な成長の三つの優先課題を掲げ、各種取組を行った。

同年 5 月 17 日及び 18 日の APEC 貿易担当大臣会合では、「WTO の全ての機能の改革・強化」

や「質の高いインフラ開発及び投資の重要性」について議論し、共同声明を発出した。5 月 17 日には、APEC 初の貿易・女性担当大臣共同会合も開催され、「貿易を通じた女性の経済的エンパワーメント」や「多様な背景を持つ女性の経済及び貿易への完全で平等な参加」について議論した。

また、同年 11 月 13 日から 16 日にかけての APEC 閣僚会議・首脳会議では、「自由で開かれた貿易・投資の推進や WTO を中核とする多角的貿易体制の支持」について議論がなされたほか、「脱炭素化等のエネルギー移行、包摂的デジタル経済の促進、女性のエンパワーメントの重要性」が共有された。首脳によるマチュピチュ宣言と閣僚共同声明がそれぞれ発出されるとともに、「アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) アジェンダの新たな視点に関するイチマ声明」及び「フォーマルかつグローバル経済への移行を促進するリマ・ロードマップ (2025-2040 年)」が採択されたほか、ウクライナ・中東情勢に関する議長声明が発出された。

2025 年の APEC は、韓国が議長を務め、全体テーマ「Building a Sustainable Tomorrow」の下、

(1) 連結 (CONNECT)、(2) 革新 (INNOVATE)、(3) 繁栄 (PROSPER) の三つの優先課題に取り組んでいる。

日本としては、2010 年の「横浜ビジョン」を基礎とした議論の流れを着実に引き継ぐとの方針に基づき、FTAAP を始めとするアジア太平洋地域の経済統合の実現、質の高いインフラ開発・投資の促進、全ての人の利益のため安全かつ包摂的な AI の実現に向けた協力領域の拡大、中小企業、女性、障がい者を含む社会的弱者の経済参加の支援のためのスマート技術の活用に関する議論の実施などを通じ、この地域の力強い成長力を取り込みつつ、我が国経済に豊かさや活力をもたらすことを目指している。また、WTO 発足時には貿易投資ルールの対象として想定されていなかったデジタル貿易・電子商取引分野に関する具体的な取組を進め、市場歪曲措置の是正や公平な競争条件の確保にも取り組む。

5. 経済連携協定・投資関連協定

(1) 経済連携協定

① 経済連携協定 (EPA/FTA) の意義

経済連携の推進には、締結国間の貿易投資を含む幅広い経済関係を強化する意義がある。より具体的には、輸出企業にとっては、関税削減・撤廃等を通じた輸出競争力の強化の面で意義があり、外国に投資財産を持つ企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。輸出の面では、関税削減・撤廃によって我が国からの輸出品の競争力を高められる。例えば、タイ向け自動車部品 (20%)、インドネシア向け完成車 (60%)、インド向け鉄鋼製品 (5%) や電気電子機器 (10%) といった製品の関税が撤廃されたほか、日 ASEAN 包括的経済連携協定、RCEP (地域的な包括的経済連携) 協定、CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) といった広域経済連携協定によって、企業のサプライチェーンの効率化や強靱化が実現している。海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益を我が国へ送金する自由の確保、現地労働者の雇用等を企業へ要求すること

の制限・禁止、民間企業同士で交わされる技術移転契約の金額及び有効期間への政府の介入の禁止等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の法的安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行うためのルールを定めている。

この他にも、我が国の EPA では、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けていることが多い。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、貿易・投資の促進、電力・ガスの安定供給、模倣品対策の強化、関税・税務に関する事務手続の簡素化・透明化、外資規制緩和等につき議論し、ビジネス環境整備の一助となっている。

さらに近年、重要性を増しているグローバルサウス諸国等との経済連携も活発に推し進めるべく、トルコ、バングラデシュ、GCC、UAE 等の新興国と EPA 交渉を行っている。サプライチェーン強化や保護主義への対応等が求められる状況も踏まえ、交渉を通じ、自由貿易圏を拡大するのみならず、我が国企業の市場獲得・競争環境を有利にするべく、貿易・投資関係の強化に取り組んでいくことが重要となっている。

② 経済連携協定 (EPA/FTA) を巡る動向

世界を見渡すと、これまでに幅広い国々が数多くの EPA/FTA を締結してきている。WTO への通報件数を見ると、1948 年から 1994 年の間に GATT に通報された RTA (FTA や関税同盟等) は 124 件であったが、1995 年の WTO 創設以降、多くの RTA が通報されており、2025 年 1 月末時点で GATT/WTO に通報された発効済 RTA は 615 件³⁹²に上る。

特に、アジア太平洋地域では、2010 年 3 月に TPP 協定交渉が開始され (我が国は 2013 年 7 月に交渉に参加)、その後、米国を除く 11 か国での交渉を経て、2018 年 3 月には CPTPP が署名、2018 年 12 月に発効した。2021 年 6 月に開始された英国の加入手続は、2024 年 12 月に加入議定書が発効した。2013 年 3 月には日中韓 FTA、5 月には RCEP 協定についてそれぞれ交渉が開始され、RCEP 協定は 2022 年 1 月に発効した。また、APEC 参加国・地域との間で、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) など地域経済統合の推進に関する議論が継続している。

2019 年 2 月には、日本と EU の間で日 EU・EPA が発効するなど、各地域をつなぐ様々な経済連携協定の取組も進行している。

近年の動きとして、中国・韓国両国が、多様な国々と FTA 交渉を推進している。例えば中国は、2023 年 5 月にエクアドルと、9 月にニカラグアと、10 月にセルビアとの FTA に署名し、2024 年 1 月にシンガポールとの改定 FTA を発効した。また、2024 年 10 月に中 ASEAN・FTA3.0 交渉の実質妥結を発表した。韓国は、2023 年 1 月にインドネシアとの CEPA (包括的経済連携協定) が発効している。また、2024 年 1 月にはタイと EPA

交渉を開始、6 月にはタンザニアとの EPA 交渉開始に合意した。

UAE も、輸出拡大のため、複数国と CEPA 締結に向けた交渉を加速させている。2021 年以降、インド、イスラエル、インドネシア、トルコ、カンボジア、ジョージアとの協定が発効し、2024 年には韓国、チリ、モーリシャス、セルビア、ヨルダン、豪州、ケニア、ニュージーランド、マレーシア、コスタリカ、コロンビア、ベトナム、中央アフリカ、ウクライナと署名をおこなった。UAE は、最終的に日本を含む 103 か国まで CEPA 締結対象を広げ、貿易総額のうち最大 95% がカバーされることを目指している。

地域大の取組でも、CPTPP や RCEP 協定の動向に加えて、多様な動きが見られる。2021 年の ASEAN 首脳会議議長声明では、いくつかの ASEAN+1 FTA の改正に係る交渉と議論の進展 (豪州・ニュージーランド、中国、インド、韓国と ASEAN) について言及された。アフリカでは、アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA) が 2021 年 1 月から運用開始された。また北米では、カナダ・米国・メキシコによる、NAFTA の後継となる USMCA が 2020 年 7 月 1 日に発効している。南米地域では、南米南部共同市場 (メルコスール) と EU との FTA 交渉が、2024 年 12 月にメルコスール 4 か国 (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ) と EU の間で政治合意に至った。

上記の包括的な EPA に加えて、分野別の協定を締結する動きも活発になっている。デジタル分野では、シンガポール、ニュージーランド、チリの 3 か国によるデジタル経済パートナーシップ協定 (Digital Economic Partnership Agreement) が 2020 年 6 月に署名され、2021 年 1 月 (チリは 2021 年 11 月) に発効した。2024 年 5 月には、韓国の正式加入が発表された。同協定には、中国、カナダ、コスタリカ、ペルー、UAE、エルサルバドル、ウクライナが加入申請の動きを見せている。このうちコスタリカは、2025 年 1 月に加入に関する議論の実質妥結が発表された。この他にも、星豪 DEA (2020 年 12 月発効)、星英 DEA (2022 年 6 月発効)、星韓 DPA (2023 年 1 月発効)、EU 星・デジタルパートナーシップ協定 (2023 年 1 月

³⁹² WTO, 'Regional trade agreements', https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm (Accessed April 2025).

発効) など、様々なデジタル経済協定 (Digital Economic Agreement: DEA) やデジタルパートナーシップ協定 (Digital Partnership Agreement: DPA) を締結する動きが活発化している。

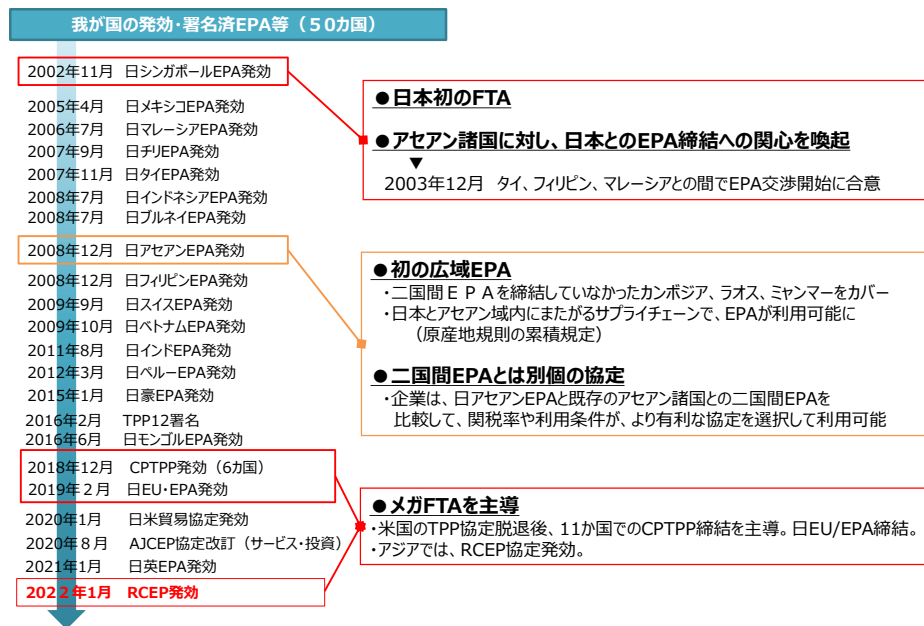
環境分野では、グリーン経済協定 (Green Economy Agreement: GEA) を締結する動きが見られる。2022 年 10 月に星豪グリーン経済協定が署名され、17 の協カイニシアティブの概要が附属書として公表されている。うち 3 分野は、アーリ

ーハーベストとして成果物も同時に公表された。また 2023 年 1 月に、シンガポールとマレーシアの間でデジタル経済とグリーン経済における協力に関する枠組み (FoC) が署名された。

③ 我が国経済連携協定を巡る取組

我が国は、2024 年 3 月現在、24 か国・地域との間で 21 の経済連携協定を署名・発効済みである。2022 年 1 月には、RCEP 協定が発効した。(第 III-2-2-3 図)。

第 III-2-2-3 図 日本の EPA 交渉の歴史

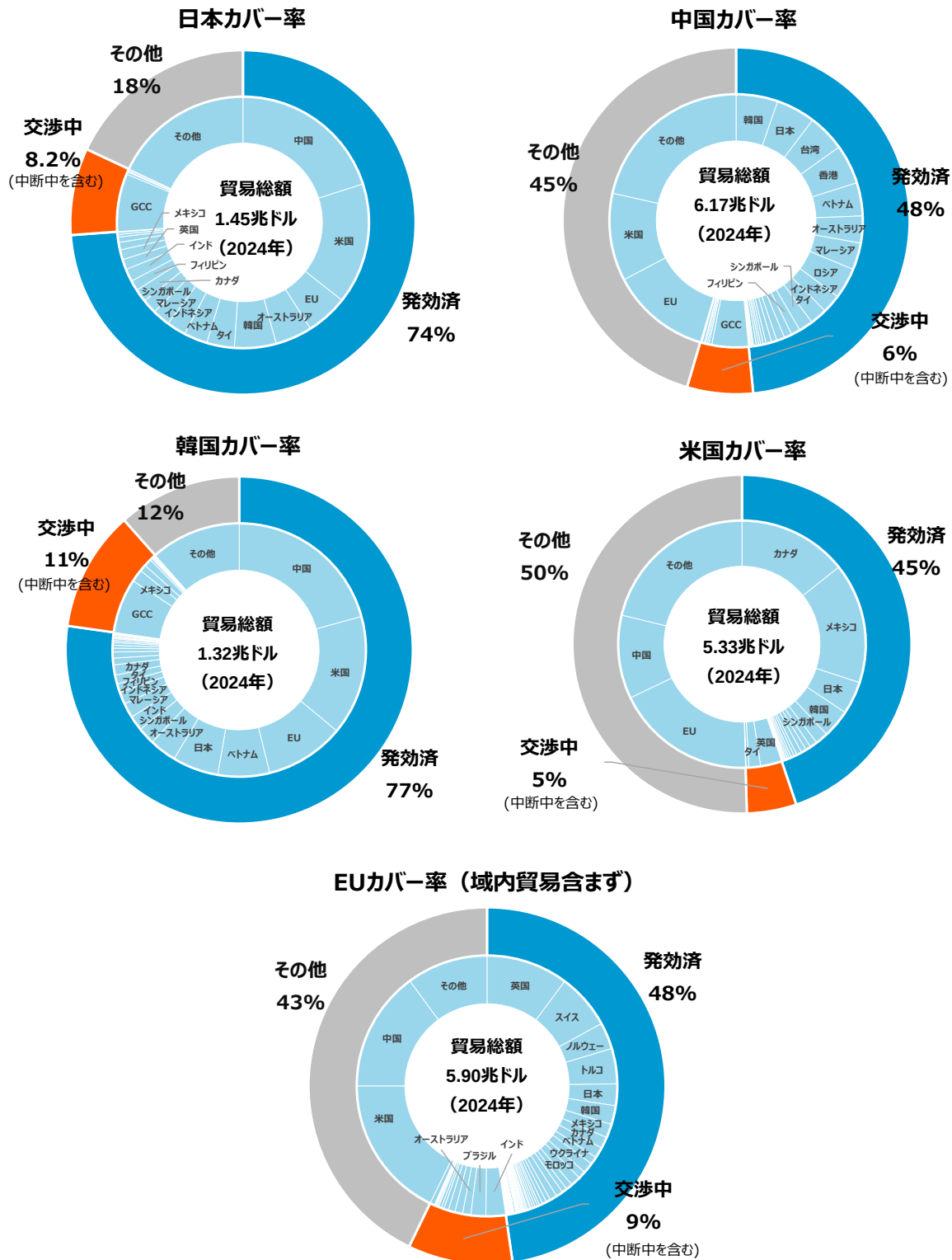


資料：経済産業省作成。

また、第 III-2-2-4 図のとおり、我が国の貿易における FTA 等のカバー率は、中国や米国、EU 等と比較しても高い水準である。自由貿易の拡大、経済連携協定の推進は、我が国の通商政策の柱で

あり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

第 III-2-2-4 図 各国・地域の FTA 等のカバー率



備考 1：発効・署名・交渉状況は 2025 年 3 月末時点。JETRO「世界の FTA データベース」を参照。

備考 2：「交渉中までを含む」の数字には、交渉妥結済の数字も含まれる。

備考 3：国・地域名の記載は日本・中国・韓国・米国・EU27（英国は含まれず）を特記。

備考 4：同一の国とマルチの FTA、パイの FTA がともに進行している場合、貿易額は進行順（発効済→署名済→交渉中→その他）にカウント。なお、UAE は GCC に含まれる。

備考 5：小数第 1 位を四捨五入のため、合計は必ずしも 100% とならない。

資料：貿易額データは IMF「International Trade in Goods」より取得（2024 年 1 月-12 月, Annual data）。一つの国につき複数のデータが存在する場合は最も大きい数値を取得。貿易総額は、輸出額と輸入額を足した数値。

2024 年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現～」(骨太方針 2024)において、「自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制を維持・強化する。高いスタンダードの経済連携協定である CPTPP をより開放的かつ先進的なものとするため、新規加入への対応や協定の一般的な見直しを主導し、もって経済的利益及び地域・世界の繁栄と安定に資するものとする。」と記載され、RCEP 協定の透明性のある履行の確保、WTO 体制の強化、EPA の拡大等への取組が掲げられているとおり、我が国はインド太平洋地域での協力等を通じ、経済連携を更に推進し、自由で公正な貿易・投資ルールの実現を牽引する。

(i) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) (2018 年 12 月 30 日発効)

(a) CPTPP の概要

我が国は、TPP 協定に関し、2013 年 3 月に交渉参加を表明、同年 7 月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの 11 か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日に署名がなされた。日本国内では、2016 年 12 月 9 日に、TPP 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017 年 1 月 20 日、TPP 協定原署名国 12 か国の中で最も早く、国内手続完了の通報を、協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

2017 年 1 月 30 日に、米国が TPP からの離脱を参加各国に通告した後は、米国以外の 11 か国の間で協定の早期発効を目指して協議が行われた。その結果、同年 3 月や 5 月の閣僚会合等を経て、同年 11 月 9 日、ダナンでの閣僚会合で大筋合意に至り、2018 年 3 月 8 日に CPTPP が、チリで署名された。その後、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州が国内手続を完了させ、2018 年 12 月 30 日にこれら 6 か国間で発効した。その後、2019 年 1 月 14 日にはベトナムを加えた 7 か国間で、2021 年 9 月 19 日にはペルーを加えた 8 か国間で、2022 年 11 月 29 日にはマレーシアを加えた 9 か国間で、2023

年 2 月 21 日にはチリを加えた 10 か国間で、2023 年 7 月 12 日にはブルネイを加えた 11 か国間で効力を生じた。

CPTPP の着実な履行によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、環境など、幅広い分野で新たな共通ルールを世界に広め、自由で公正な経済秩序の拡大に資することが期待される。

(b) TPP 委員会

CPTPP 第 27.1 条・27.4 条に基づき、協定の実施・運用等の検討や締約国の連携の定期的見直し等を目的とした TPP 委員会が、CPTPP の発効後 8 回開催された。2024 年 11 月に開催された第 8 回 TPP 委員会では、コスタリカの加入作業部会設置が決定されたほか、CPTPP が貿易協定の「ゴールドスタンダード」であり続けるためにも、協定の一般的な見直しを着実に進めていることが報告された。

(c) CPTPP への加入要請

2021 年 2 月 1 日、英国が寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。我が国は、2021 年の TPP 委員会の議長国として、ハイスタンダードかつバランスのとれた CPTPP の着実な実施及び拡大に向けて議論をリードしていく旨表明した。

2021 年 6 月 2 日、テレビ会議形式で第 4 回 TPP 委員会を開催し、英国の加入手続の開始及び英国の加入に関する作業部会(議長:日本、副議長:豪州及びシンガポール)の設置を決定した。2021 年 9 月 28 日以降、第 1 回英国加入作業部会が開催され、英国から CPTPP の義務の遵守について説明を聴取した。2022 年 2 月 18 日に、市場アクセス交渉を開始すべく、同加入作業部会の議長国である日本から、英国に市場アクセスオファーの提出を指示した。2023 年 3 月、英国の CPTPP への加入交渉が実質的な妥結に至り、2023 年 7 月 16 日、英国議定書が署名されたのち、2024 年 12 月 15 日、同議定書が発効した。

2021 年 9 月に中国、台湾、12 月にエクアドル、2022 年 12 月にウルグアイ、2023 年 5 月にウクライナ、2024 年 9 月にインドネシアが、寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。我が国としては、加入関心を持つエコノミーが本協定のハイスタンダードを満たす能力と意図があるのかどうか、しっかり見極める必要

があると考えており、戦略的観点や国民の理解も踏まえて他の CPTPP 参加国とも議論していく。

(d) CPTPP の一般的な見直し

CPTPP 第 27.2 条 1 (b) では、同協定の効力発生の日から 3 年以内に、及びその後は少なくとも 5 年ごとに、締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこととされており、2021 年以降、CPTPP の一般的な見直しに関する議論が行われてきた。2023 年 11 月 15 日の CPTPP 閣僚会合では、一般的な見直しの作業方針である付託事項 (TOR) が承認され、2024 年 11 月の第 8 回 TPP 委員会において、協定の一般的な見直しを着実に進めていることが報告された。

(ii) 交渉中 FTA (日中韓 FTA・日コロンビア EPA・日トルコ EPA・日 GCCEPA・日バングラデシュ EPA・日 UAEPA)

(a) 日中韓 FTA

日中韓 3 か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3 か国の GDP 及び貿易額は、世界全体の 2 割超³⁹³を占める。

2013 年 3 月に交渉を開始して以降、2019 年 11 月までに計 16 回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関及び手続円滑化、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫 (SPS)、貿易の技術的障害 (TBT)、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行ってきた。

直近の動きとして、2024 年 5 月に開催された第 9 回日中韓サミットで、交渉を加速していくための議論を続けることを確認した。その後の 2025 年 3 月に開催された日中韓経済貿易大臣会合でも同様に、交渉を加速していくための議論を続けることで一致している。

(b) 日コロンビア EPA

コロンビアは、太平洋と大西洋に面する北米と南米の結節点に位置し、豊富なエネルギー・鉱物資源を有する。また、中南米第 3 位である約 5,200 万人の人口を有する³⁹⁴ほか、平均経済成長率は

2.9% (2014 年～2023 年) である³⁹⁵。中南米地域で自由開放経済を主導する太平洋同盟のメンバーであり、米国・カナダ・EU 及び韓国との FTA も発効済である。日コロンビア EPA を通じた貿易・投資環境の改善により、輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待されている。

2012 年 9 月に行われた日コロンビア首脳会談で、両国は EPA 交渉を開始することで一致した。同年 12 月に第 1 回交渉会合が開催され、2015 年 8 月から 9 月にかけて第 13 回交渉会合が開催された。

(c) 日トルコ EPA

トルコは、人口 8,500 万人³⁹⁶を超え (2023 年末時点)、国民の年齢中央値が 30 歳台前半³⁹⁷と若い魅力的な国内市場を持っている。加えて、欧州及び周辺国市場への生産拠点として注目されている。日トルコ EPA によって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化が図られ、トルコへの日本企業の輸出が後押しされるとともに、トルコの投資環境関連制度の改善により、トルコへの日本企業の投資促進も図られることが期待される。

トルコと我が国は、2012 年 7 月に第 1 回日トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることで合意した。これを受けて、同年 11 月に第 1 回、2013 年 2 月に第 2 回の共同研究が開催され、同年 7 月に、日本・トルコの両政府に EPA 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014 年 1 月に行われた日トルコ首脳会談で、両国は EPA 交渉を開始することで一致し、同年 12 月に第 1 回交渉会合が開催された。その後、2019 年 10 月までに計 17 回の交渉会合を開催した。特に、2019 年は 1 月・6 月に閣僚級で議論するとともに、同年中に 5 回の交渉会合を実施するなど交渉が加速した。直近では、2023 年 9 月に西村経済産業大臣とボラット貿易大臣が、EPA 交渉加速化を含む貿易・投資の促進及び経済関係強化に関する協力覚書

³⁹³ Trilateral Statistic Hub, <https://data.tcs-asia.org/ja>.

³⁹⁴ 世界銀行「World Development Indicators」

³⁹⁵ IMF「WEO」(2023 年 10 月)。

³⁹⁶ トルコ統計局、<https://data.tuik.gov.tr/Bulten/Index?p=The-Results-of-Address-Based-Population-Registration-System-2023-49684>。

³⁹⁷ 同上。

に署名した。同月に行われた日トルコ首脳会談でも、両首脳は EPA の早期妥結に向けて協議を続けることで一致した。

(d) 日 GCC・EPA

GCC は、中東 6 か国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE）から構成され、5,640 万人³⁹⁸の人口を擁する。同地域は、世界の原油埋蔵量の約 3 割³⁹⁹を有し、原油生産量の約 2 割⁴⁰⁰、天然ガス生産量の約 1 割⁴⁰¹を産出する重要な地域である。また、我が国は原油の約 9 割⁴⁰²、天然ガスの約 1 割⁴⁰³を同地域から輸入している。

GCC と我が国は、経済関係の強化に向け、2006 年 9 月に EPA 交渉を開始し、2009 年までの間に 2 回の交渉会合及び 4 回の中間会合を開催した。2009 年以降、交渉が GCC 側の都合で中断していたが、2023 年 7 月に岸田総理大臣がサウジアラビアを訪問した際、ブダイウィ GCC 事務総長と会談し、日 GCC・FTA 交渉を 2024 年中に再開することで一致し、これを受け、2024 年 12 月に交渉再開後第 1 回交渉会合を実施した。

(e) 日バングラデシュ EPA

バングラデシュは、1 億 7,000 万人もの人口を有し⁴⁰⁴、一大消費市場として注目されており、その経済成長に伴い、進出日系企業も大幅に増加している。日バングラデシュ EPA の締結によって、関税の撤廃や投資環境の整備が実現し、両国間の貿易及び投資が拡大することが期待される。また、両国企業によるビジネスの活性化、さらには両国の政治・外交関係を強化することにもつながると考えられる。

外交関係樹立 50 周年である 2022 年 12 月、日本国政府とバングラデシュ政府は、「あり得べき日バングラデシュ EPA に関する共同研究」を立ち上げることで一致し、2023 年 4 月、7 月、9 月

に計 3 回にわたって共同研究会合を開催した。同年 12 月にはその成果をまとめた共同研究報告書を発表し、EPA 締結のための交渉を開始することを提言した。2024 年 3 月に、両政府は EPA の交渉開始を決定し、同年 5 月に第 1 回交渉会合を開催し、2025 年 2 月までに計 4 回の交渉会合を実施した。

(f) 日 UAE・EPA

UAE は、我が国第 2 位の原油調達先国であり、日本の自主開発油田の約 4 割が存在するエネルギー安全保障上の最重要国の一つである。中東・北アフリカ地域で、日本企業が最も進出するビジネス拠点でもあり、2021 年にはドバイ国際博覧会を開催し、併せて成長戦略、ネット・ゼロ戦略を発表するなど、新たな成長機会がもたらされる可能性が大きい国である。野心的で、バランスの取れた、包括的な日 UAE・EPA の締結により、貿易及び投資の拡大を始めとする両国間の経済関係の強化が期待される。

2024 年 9 月 18 日、日本国政府と UAE 政府は、日 UAE・EPA 交渉の開始を決定した。これを受け、2024 年 11 月に第 1 回交渉会合、2025 年 2 月に第 2 回交渉会合を開催した。

(iii) 日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA） （2019 年 2 月 1 日発効）

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EU との EPA が挙げられる。我が国と EU は、世界人口の約 1 割⁴⁰⁵、貿易総額の約 3 割

³⁹⁸ 外務省「湾岸協力理事会（GCC）概要」、2023 年 5 月 18 日、
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000547.html。2021 年。

³⁹⁹ BP, 'Statistical Review of World Energy 2021', <https://www.bp.com/content/dam/bp/business-sites/en/global/corporate/pdfs/energy-economics/statistical-review/bp-stats-review-2021-full-report.pdf>。クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE の 5 か国の数値。2020 年末時点。

⁴⁰⁰ 同上。クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE の 5 か国の数値。2020 年末時点。

⁴⁰¹ 同上。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE の 6 か国の数値。2020 年末時点。

⁴⁰² 財務省「貿易統計」

⁴⁰³ 同上。

⁴⁰⁴ 世界銀行「World Development Indicators」

⁴⁰⁵ 外務省「日 EU 経済関係資料」、2025 年 4 月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100510867.pdf>（2025 年 6 月 5 日閲覧）。2024 年。

406、名目 GDP の約 2 割⁴⁰⁷を占める重要な経済的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が国経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。EU は、近隣諸国や旧植民地国を中心として FTA を締結してきたが、2000 年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国との FTA を重視するようになった。さらに、2017 年から先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（the Comprehensive Economic and Trade Agreement: CETA）が暫定発効されている。また、南米南部共同市場（メルコスール）との貿易協定（EU-Mercosur Trade Agreement）は、2023 年 12 月 6 日、政治合意に至っている。

日 EU・EPA については、2013 年 3 月に行われた日 EU 首脳電話会談で、日 EU・EPA 及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意し、2017 年 4 月までに計 18 回の交渉会合が開催された後、同年 7 月に大枠合意、同年 12 月には、安倍総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018 年 7 月 17 日に署名、同年 12 月 21 日に日 EU 双方は本協定発効のための国内手続を完了した旨を相互に通告し、2019 年 2 月 1 日に発効した。

日 EU・EPA 発効後は、2019 年 4 月に合同委員会（閣僚級）を実施したのを始めとして、これまでに計 5 回の合同委員会を実施し、また、その間に物品貿易や政府調達、サービス貿易、投資の自由化及び電子商取引等 12 分野の専門委員会及び作業部会を実施し、協定の適正かつ効果的な運用を確認してきている。

2022 年 10 月には、「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることについて日 EU 間の正式交渉を開始し、2023 年 10 月 28 日の第 4 回日 EU ハイレベル経済対話で、日 EU の閣僚（日本：上川外務大臣・西村経済産業大臣、EU：ドンブロフスキス上級副委員長）が同交渉の大筋

合意を確認した。2024 年 1 月 31 日、「データの自由な流通に関する規定」等を含める EPA 改正議定書が署名され、同年 7 月 1 日に発効した。

(iv) 地域的な包括的経済連携協定（RCEP（ルールセツプ）：Regional Comprehensive Economic Partnership）協定（2022 年 1 月 1 日発効）

RCEP 協定は、世界の GDP、貿易総額及び人口の約 3 割⁴⁰⁸、我が国の貿易総額の約 5 割⁴⁰⁹を占める広域経済圏を創設するものであり、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化・強靱化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備するものである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内での更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 EPA の実現により、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって、EPA を活用する企業の負担軽減が図られる。

2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議で、「RCEP 交渉の基本方針及び目的」が 16 か国（ASEAN10 か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の首脳によって承認され、RCEP の交渉立上げが宣言された。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすることが盛り込まれた。第 1 回 RCEP 交渉会合は、2013 年 5 月にブルネイで開催され、高級実務者による

⁴⁰⁶ 同上。貿易総額は、日本の輸出額及び輸入額と EU の輸出額及び輸入額を足した数値。EU の貿易総額には、EU 域内の貿易総額を含む。

⁴⁰⁷ 同上。

⁴⁰⁸ 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に関するファクトシート」、2021 年 4 月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100115475.pdf>（2025 年 6 月 5 日閲覧）。貿易総額は輸出額ベース。

⁴⁰⁹ 同上。

全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第 1 回交渉会合が開催されて以降、3 回の首脳会議、19 回の閣僚会合及び 31 回の交渉会合の開催を経て、2020 年 11 月 15 日の第 4 回 RCEP 首脳会議の機会に署名に至った。インドは、交渉立上げ宣言以来、2019 年 11 月の第 3 回 RCEP 首脳会議に至るまで、7 年間にわたり交渉に参加してきたが、その後交渉への参加を見送った。我が国を始め各国は、その戦略的重要性から、インドの復帰を働きかけたが、2020 年の署名は、インドを除く 15 か国となった。しかしながら、RCEP 協定署名の際、RCEP 協定署名国は、RCEP 協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドの RCEP への参加に係る閣僚宣言」を发出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定めた。

署名後、各国の国内手続を経て、2022 年 1 月 1 日より、日本、豪州、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの 10 か国について RCEP 協定が発効し、続いて、韓国（同年 2 月 1 日）、マレーシア（同年 3 月 18 日）、インドネシア（2023 年 1 月 2 日）、フィリピン（同年 6 月 2 日）についても発効した。

2022 年 9 月 17 日には、RCEP 協定発効後初めてとなる RCEP 閣僚会合を開催した。2024 年 9 月 22 日に行われた第 3 回 RCEP 閣僚会合では、RCEP 協定の運用に関わる諸事項について議論されたほか、RCEP サポート・ユニットの事務局長の採用、並びに RCEP 協定への加入のための手続規則が採択されたことを歓迎した。また、吉田経済産業大臣政務官から、地域における自由で公正な経済秩序の実現に向けて、協定の透明性のある履行の重要性を強調し、閣僚間でその重要性を再確認した。

(v) あり得べき EPA に関する共同研究

(a) イスラエル

日イスラエル外交関係樹立 70 周年となる 2022 年の 11 月に、日本政府とイスラエル政府は、「あり得べき日・イスラエル EPA に関する共同研究」を立ち上げることで一致し、2023 年 3 月、8 月、9 月に共同研究会合を開催した。

(vi) EPA の一層の利用推進に向けた取組

グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、上述の新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTA の利用の促進、既存 EPA の見直し等も重要である。

CPTPP、日 EU・EPA、日米貿易協定及び日英 EPA に加え、RCEP 協定が発効に至り、以前にも増して、EPA 等の利活用が重要な段階にある。そこで、経済連携協定等を最大限に活用するとともに、コロナ禍に生じた社会経済活動の変化や明らかになった課題に対応するため、2020 年 12 月に「総合的な TPP 等関連政策大綱」が改訂され、中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制を強化し、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む旨が明記された。こうした背景も踏まえ、経済産業省は、JETRO や関係省庁と協力して、EPA の利活用促進を目的として、①原産地証明書のデジタル化による利便性向上、②EPA 関連の国内手続のデジタル化、③きめ細やかな中小企業支援等に取り組んでいる。

(a) 原産地証明書のデジタル化による利便性向上

まず、海外と連携して取り組んでいる課題として、原産地証明書（以下、CO）のデジタル化が挙げられる。これまで CO は紙でやりとりされることが多く、事務コストが高いこと、CO の紛失・遅延等のリスクがあることから、EPA 等を利用する事業者からは、貿易円滑化の観点からデジタル化の要望が高まっている。このため、前述の「総合的な TPP 等関連政策大綱」でも、CO のデジタル化に政府一丸となって取り組むこととされている。日本国税関は、既に CO の PDF ファイル等による提出を認めているが、日本で発給する CO も、2024 年度までに八つの EPA（日インド CEPA、日豪 EPA、日タイ EPA、日チリ EPA、日ベトナム EPA、日マレーシア EPA、AJCEP（ベトナム・マレーシア向け）、RCEP）について、PDF ファイルでの CO 発給が実現した。さらに、2025 年 5 月より日モンゴル EPA についての PDF ファイルでの発給が開始された。また、CO 情報を電子的に交換するデータ交換（輸出国の発給当局から輸入国税関に CO の電子データを送付）は、取引コストを更に引き下げることが期待されている。日インドネシア EPA における CO のデー

タ交換については、2023 年 6 月より運用を開始したほか、日タイ EPA では、2025 年 3 月から、パイロット運用が開始され、AJCEP 協定では、データ交換の導入に向けた協議を進めている。

(b) EPA 関連の国内手続のデジタル化

国内での取組として、2021 年 8 月、JETRO が CO の申請書類作成を支援するソフト（通称、「原産地証明書ナビ」）を公表し、同ツールの無償提供を開始した。これにより、輸出に当たって EPA を利用・検討している企業（特に中小企業）が、CPTPP を含む EPA の CO を簡易かつ効率的に作成できるようになった。

また、令和 3 年度補正予算で、中堅・中小企業が簡易かつ低コストで EPA を利用するためのデジタルプラットフォームを整備するための実証を実施した。当該実証を通じて、①輸出品及び原材料に対応する HS コードの検索、②各 EPA の関税率・品目別原産地規則（PSR）の比較による最適な EPA の選択、③原産性の証明に必要な書類の準備、④原産性の証明に必要なサプライヤーからの情報提供等のプロセスをワンストップでサポートするプラットフォーム（プロトタイプ）を開発した。さらに、実証プロセスで、EPA の利用が多い 10 業種の業界団体と協力し、業界ごとに、①EPA 利用マニュアル、②原産性の証明に必要な根拠書類の標準フォーマット、③業界専門用語と HS コードの候補の組み合わせに係るデータセットを作成した。

(c) きめ細やかな中小企業支援等

中堅・中小企業等の新市場開拓のための、総合的支援体制の強化に取り組んでいる。具体的には、TPP 等を活用した中堅・中小企業等の市場開拓のための新輸出コンソーシアムの活用、RCEP 協定・CPTPP・日英 EPA・日 EU・EPA・日米貿易協定等の EPA の利用に関するセミナーの実施、相談窓口の充実、解説書等の作成・配布、YouTube

や WEB 広告等の SNS を通じた周知等の取組を通じて、EPA/FTA の利活用支援・海外展開支援を行っている。

また、中小企業を含めた我が国企業による EPA 利活用をきめ細かく支援するために、経済産業省と業界団体で連携した取組も進めている。例えば、特に部品点数が長く、サプライチェーンが複雑な自動車業界については、経済産業省の「自動車産業適正取引ガイドライン」で、EPA 利用拡大のために、CO の申請準備に係る完成車メーカーと部品メーカーの協力や、関連書類作成に当たってのデジタルプラットフォームの活用による省力化を、ベストプラクティスとして推奨している。

さらに、EPA の利活用を推進するための手法について検討するために、2022 年 7 月に、「EPA 活用推進会議」を設立し、10 業種の業界団体・企業や関連サービスを提供する民間企業、学識者、政府関係機関が一同に会し、前述のデジタル・ワンストップサービスの開発や、広報周知、運用改善等について議論している。

(2) 投資関連協定

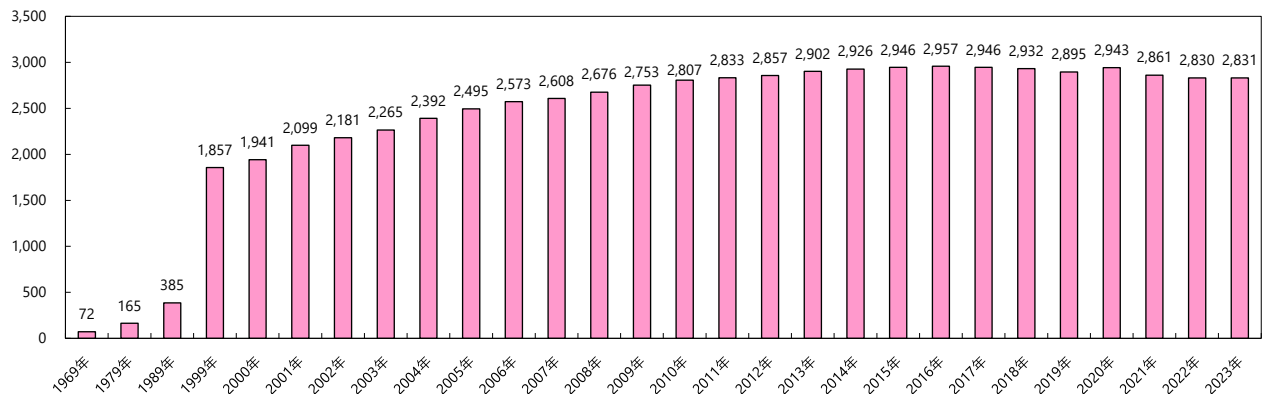
① 世界の投資協定を巡る状況

1980 年代以降、世界の対外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長を牽引する大きな役割を果たしている。

対外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資受入国での差別的扱いや収用（国有化も含む）などのリスクから自国の投資家とその投資財産を保護するため、投資協定を締結してきた。投資ルールは、貿易に関する WTO 協定のような多国間協定がなく、二国間若しくは地域協定が中心となっている。

世界の投資協定数は、2023 年末時点で約 2,831 件となっている（第 III-2-2-5 図）。

第 III-2-5 図 世界の投資協定数の推移



資料：UNCTAD「World Investment Report 2024」から経済産業省作成。

② 投資協定の主な規定内容

従来の投資協定は、投資受入国における投資財産の収用や法律の恣意的な運用等のカントリーリスクから投資家を守り、保護することを主目的として締結されてきた。こうした内容の協定は「保護型」の投資協定と呼ばれ、投資財産設立後の内国民待遇や最恵国待遇、収用の原則禁止及び合法とされる収用の要件と補償額の算定方法、自

由な送金、締約国間の紛争処理手続、投資受入国と投資家との間の紛争処理等を主要な内容とする。1990年代に入ると、そのような投資財産保護に加えて、投資設立段階の内国民待遇や最恵国待遇、パフォーマンス要求⁴¹⁰の禁止、外資規制強化の禁止や漸進的な自由化の努力義務、透明性確保（法令の公表、相手国からの照会への回答義務等）等を盛り込んだ「自由化型」の投資協定が出てきた（第 III-2-2-6 図）⁴¹¹。

⁴¹⁰ 例えば、投資受入国が一定の現地部材（ローカルコンテンツ）比率を満たすことや、製造したものの総量のうち一定の比率を輸出すること等を投資活動に関する条件として要求すること。

⁴¹¹ 代表的なものとして我が国の場合、二国間 EPA の投資章や、日韓、日・ベトナム、日・カンボジア、日・ラオス、日・ウズベキスタン、日・ミャンマー投資協定等がこのタイプにあたる。

第 III-2-2-6 表 投資協定の主な内容

1. 投資財産の保護&投資家に対する公正な待遇
①一度受けた事業許可を後で撤回されない
②事業資産を収用・国有化されない
③規制が強化されたことによって事業が継続できなくなる事態を防ぐ（間接収用” indirect expropriation”）
④相手国政府と締結した投資契約・コンセッション契約が遵守される（アンブレラ条項）
⑤日本への送金の自由が確保される
2. 現地資本以外の企業（外国企業）との間で差別的な待遇を禁止（最恵国待遇（MFN））（自由化型協定では投資設立段階も含む）
3. 現地資本企業との間で差別的な待遇を禁止（内国民待遇（NT））（自由化型協定では投資設立段階も含む）
4. 投資家及び投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇(FET: Fair and Equitable Treatment)を与える義務
5. 協定によっては、次のような投資許可要件を禁止しているものもある。（パフォーマンス要求（PR）の禁止）（自由化型協定では投資設立段階も含む）
①一定割合・水準の物品・サービスを輸出するよう要求すること
②一定割合・水準の現地調達を達成するよう要求すること
③現地の物品・サービスを購入、利用又は優先するよう要求すること
④輸入量・輸入額を、輸出量・輸出額又は外貨の獲得量と関係づけるよう要求すること
⑤生産した物品・サービスの国内販売量・販売額を、輸出量・輸出額又は外貨獲得量と関係づけるよう要求すること
⑥輸出又は輸出のための販売を制限するよう要求すること
⑦取締役、経営者等が一定の国籍であることを要求すること
⑧現地資本のパートナーに技術移転するよう要求すること
⑨一定地域の管理拠点(headquarter)を現地に置くよう要求すること
⑩一定割合・一定人数の現地人を雇用するよう要求すること
⑪現地で一定程度の研究開発予算を投じるよう要求すること
⑫一定地域に対して、排他的に産品を供給するよう要求すること（他国に別の供給拠点を設立しないこと）
⑬ロイヤリティの額、率を一定の水準以下にすること
6. 紛争処理手続
①締約国間
②投資受入国と投資家
7. 法令や制度の公開による透明化や法令改正時のパブリックコメントの実施（自由化型協定では投資設立段階も含む）

備考：協定により具体的な規律等は異なる。

資料：経済産業省作成。

③ エネルギー憲章条約の主な規定内容

投資協定と同じように、投資に関して国際仲裁への付託を可能とする多国間の条約として、エネルギー憲章条約（ECT）がある。1998 年に発効したエネルギー憲章条約は、エネルギー分野における投資の保護及び自由化に関し、一般的な二国間の投資協定と類似の内容（締約国が外国投資家の投資財産に対して内国民待遇又は最恵国待遇のうち有利なものを付与すること、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛争解決手続等）について規定している。発効から 20 年以上

経過している本条約については、改正等が必要な条項を検討する条約の近代化の議論が 2017 年から開始され、2020 年から本格的な交渉が行われた。その結果、2022 年 6 月に実施された臨時エネルギー憲章会議で、近代化交渉の実質合意がなされ、改正 ECT では、水素やアンモニア等の新たなエネルギー原料が投資保護規律の対象に加えられるとともに、EU 及び英国における化石燃料関連投資が原則として投資保護の対象から外れることとなったほか、投資保護に係る締約国の義務の明確化、投資家対国家の紛争解決手続の詳

細の明文化、持続可能な開発と企業の社会的責任に係る条文の新設、通過の自由をさらに促進させるための努力義務等が含まれることが合意された。

2022 年 11 月 22 日にエネルギー憲章会議第 33 回会合、2023 年 11 月にエネルギー憲章会議第 34 回会合が開催されたが、ECT を取り巻く状況を踏まえて各国で議論した結果、近代化された改正 ECT の採択を延期して議題として取り上げないこととなったため、採択は行われなかった。

この状況の中、2022 年 12 月にはフランス、ドイツ、ポーランドが脱退を通告、2023 年にはルクセンブルク（6 月）。2024 年にはポルトガル（2 月）、スペイン及び英国（4 月）、EU 及び欧州原子力機関(Euratom)及びオランダ（6 月）、デンマーク（9 月）が脱退の通告をした。

この間、2024 年 5 月には、EU 理事会は、EU 及び Euratom が ECT から離脱する一方、EU 加盟国が次回のエネルギー憲章会議で ECT の近代化を支持することを妨げない旨を決議した。こうした経緯を経て、2024 年 12 月 3 日に開催されたエネルギー憲章会議第 35 回会合で、改正 ECT が採択された。なお、「ECT 本文の改正」並びに附属書 NI セクション C 及びその他の附属書の修正・変更は、2025 年 3 月 3 日までに暫定的適用を受け入れない旨の宣言をしない締約国間では、2025 年 9 月 3 日から暫定的に適用される。我が国は、2025 年 3 月 3 日に、暫定的適用を受入れない旨の宣言を行った。

④ 我が国の投資協定を巡る最近の状況

我が国から海外への投資が拡大していると同時に、新興国を中心に世界の市場も急速な勢いで拡大を続けており⁴¹²、日本企業や日系企業は、熾烈な海外市場の獲得競争にさらされている。我が国の経済成長をより強固で安定的なものにしていくためには、貿易投資立国としての発展を目指し、世界のビジネス環境をより一層整備していく必要がある。かかる観点から、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大等について規定する投資協定及び投資章を含む EPA/FTA（以下、投資関連協定）は、投資支援のツールとしての重要性を一層増している。日本政

府は、他の経済政策と並び、既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速し、投資環境の整備を進めている。

2016 年 5 月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（アクションプラン）では、2020 年までに、100 の国・地域を対象に投資関連協定を署名・発効すること、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保すること等を指針として掲げ、積極的かつ集中的に投資関連協定の締結に取り組んできた。

2021 年 3 月には、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（成果の検証と今後の方針）」を策定し、アクションプラン以降の取組を検証した。二国間投資協定のみならず、CPTPP、AJCEP、RCEP など、多国間の投資連携協定交渉にも積極的に取り組み、締結・発効に至っている。加えて、多くの投資協定において、自由化型、我が国産業界が重視する公正衡平待遇、ISDS（投資家と国家の間の紛争解決）規定等が盛り込まれている。

さらに、今後の方針としては、アクションプランで 100 の国・地域という目標値が設定されたことを踏まえ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進めることとし、特に、中南米及びアフリカを中心的な検討先とすることを明記した。加えて、投資連携協定の実効性の観点から、経済関係団体等との連携、在外公館・JETRO 等を通じた、積極的な情報発信に努めることとしている。

2025 年 3 月現在、57 本の投資関連協定が署名され、うち 54 本が発効済みとなっている（第 III-2-2-7 表）。また、交渉中の協定を含めれば 96 の国・地域をカバーすることとなった。今後も、産業界のニーズや相手国の事情に応じ、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めていく必要がある。

⁴¹² 外務省「海外進出日系企業拠点数調査」（令和 5（2023）年版）、財務省「対外・対内直接投資の推移」参照。

第 III-2-2-7 表 我が国の投資関連協定の発効又は署名の状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977 年 1 月 28 日	1978 年 1 月 14 日
スリランカ	1982 年 3 月 1 日	1982 年 8 月 7 日
中国	1988 年 8 月 2 日	1989 年 5 月 14 日
トルコ	1992 年 2 月 12 日	1993 年 3 月 12 日
香港	1997 年 5 月 15 日	1997 年 6 月 18 日
パキスタン	1998 年 3 月 10 日	2002 年 5 月 29 日
バングラデシュ	1998 年 11 月 10 日	1999 年 8 月 25 日
ロシア	1998 年 11 月 13 日	2000 年 5 月 27 日
シンガポール（経済連携協定）	2002 年 1 月 13 日	2002 年 11 月 30 日
韓国	2002 年 3 月 22 日	2003 年 1 月 1 日
ベトナム	2003 年 11 月 14 日	2004 年 12 月 19 日
メキシコ（経済連携協定）	2004 年 9 月 14 日	2005 年 4 月 1 日
マレーシア（経済連携協定）	2005 年 12 月 13 日	2006 年 7 月 13 日
フィリピン（経済連携協定）	2006 年 9 月 9 日	2008 年 12 月 11 日
チリ（経済連携協定）	2007 年 3 月 27 日	2007 年 9 月 3 日
タイ（経済連携協定）	2007 年 4 月 3 日	2007 年 11 月 1 日
カンボジア	2007 年 6 月 14 日	2008 年 7 月 31 日
ブルネイ（経済連携協定）	2007 年 6 月 18 日	2008 年 7 月 31 日
インドネシア（経済連携協定）	2007 年 8 月 20 日	2008 年 7 月 1 日
ラオス	2008 年 1 月 16 日	2008 年 8 月 3 日
ウズベキスタン	2008 年 8 月 15 日	2009 年 9 月 24 日
ペルー	2008 年 11 月 21 日	2009 年 12 月 10 日
ベトナム（経済連携協定）※1	2008 年 12 月 25 日	2009 年 10 月 1 日
スイス（経済連携協定）	2009 年 2 月 19 日	2009 年 9 月 1 日
インド（経済連携協定）	2011 年 2 月 16 日	2011 年 8 月 1 日
ペルー（経済連携協定）※2	2011 年 5 月 31 日	2012 年 3 月 1 日
パプアニューギニア	2011 年 4 月 26 日	2014 年 1 月 17 日
コロンビア	2011 年 9 月 12 日	2015 年 9 月 11 日
クウェート	2012 年 3 月 22 日	2014 年 1 月 24 日
日中韓	2012 年 5 月 13 日	2014 年 5 月 17 日
イラク	2012 年 6 月 7 日	2014 年 2 月 25 日
サウジアラビア	2013 年 4 月 30 日	2017 年 4 月 7 日
モザンビーク	2013 年 6 月 1 日	2014 年 8 月 29 日
ミャンマー	2013 年 12 月 15 日	2014 年 8 月 7 日
豪州（経済連携協定）	2014 年 7 月 8 日	2015 年 1 月 15 日
カザフスタン	2014 年 10 月 23 日	2015 年 10 月 25 日
ウルグアイ	2015 年 1 月 26 日	2017 年 4 月 14 日
ウクライナ	2015 年 2 月 5 日	2015 年 11 月 26 日
モンゴル（経済連携協定）	2015 年 2 月 10 日	2016 年 6 月 7 日
オマーン	2015 年 6 月 19 日	2017 年 7 月 21 日

TPP（経済連携協定）	2016 年 2 月 4 日	未定
イラン	2016 年 2 月 5 日	2017 年 4 月 26 日
ケニア	2016 年 8 月 28 日	2017 年 9 月 14 日
イスラエル	2017 年 2 月 1 日	2017 年 10 月 5 日
アルメニア	2018 年 2 月 14 日	2019 年 5 月 15 日
CPTPP（経済連携協定）	2018 年 3 月 8 日	2018 年 12 月 30 日
アラブ首長国連邦	2018 年 4 月 30 日	2020 年 8 月 24 日
EU（経済連携協定）	2018 年 7 月 17 日	2019 年 2 月 1 日
ヨルダン	2018 年 11 月 27 日	2020 年 8 月 1 日
アルゼンチン	2018 年 12 月 1 日	未定
ASEAN（経済連携協定）	2019 年 2 月 26 日	2020 年 8 月 1 日
モロッコ	2020 年 1 月 8 日	2022 年 4 月 23 日
コートジボワール	2020 年 1 月 13 日	2021 年 3 月 26 日
英国（経済連携協定）	2020 年 10 月 23 日	2021 年 1 月 1 日
RCEP（経済連携協定）	2020 年 11 月 15 日	2022 年 1 月 1 日
ジョージア	2021 年 1 月 29 日	2021 年 7 月 23 日
バーレーン	2022 年 6 月 23 日	2023 年 9 月 6 日
アンゴラ	2023 年 8 月 9 日	2024 年 7 月 21 日
ザンビア	2025 年 2 月 6 日	未定

※1：2004 年 12 月 19 日に発効した日・ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。

※2：2009 年 12 月 10 日に発効した日・ペルー投資協定の内容が組み込まれている。

※3：改正議定書。

備考：台湾とは民間窓口機関の取決めが 2011 年 9 月 22 日に署名されており、2012 年 1 月 20 日に手続が完了している。

資料：経済産業省作成。

⑤ 今後の課題

多くの投資協定では、ISDS 手続規定を設けている。これは、投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との紛争を、ICSID（投資紛争解決センター）⁴¹³条約に基づく仲裁規則や UNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）⁴¹⁴仲裁規則に基づく国際仲裁に付託することを認めるものである。

近年、この ISDS を投資協定に含めることを好まない国が増加している。これらの国は、ISDS に投資家寄りの制度的なバイアスが存在すると主張し、国家主権や柔軟な政策幅を確保する必要があることを根拠として挙げている。例えば、ブラジルは、ISDS は憲法に反するとして、これまで

ISDS を含む投資協定を締結していないほか、南アフリカ、ベネズエラは、ISDS を含む投資協定を破棄した。また、ISDS を投資協定に含めること自体は否定しないものの、インドやナイジェリア等は、ISDS に国内裁判所への訴えを要件とすることを自国の新たなモデル投資協定に規定する等、ISDS のリスク等を踏まえて協定の規定を見直す国もある。

このような状況の中、UNCITRAL では 2017 年から ISDS 改革について議論が行われる等、多国間の枠組みでの検討も進められている。このような傾向は、ISDS が投資家救済の観点から一定の成果をあげたことの裏返しでもあるが、将来における ISDS 活用の余地が狭められることにつながる懸念もあることから、国際的な動向を注視しつつ、必要な対応を検討していく必要がある。

⁴¹³ 世界銀行グループの 1 機関である常設の仲裁機関。所在地はワシントン D.C.。

⁴¹⁴ 所在地はオーストリア（ウィーン）。

6. 新たな多国間連携（IPEF、日米豪印、デジタル等）

(1) インド太平洋経済枠組み（IPEF）

米国のバイデン大統領は、2021 年 10 月の東アジアサミットで、IPEF 構想を発表した。米国とこの地域の国々に共通する課題である①貿易円滑化、②デジタル経済と技術の標準、③サプライチェーンの強靱性、④脱炭素化とクリーンエネルギー、⑤インフラストラクチャー、⑥労働基準、⑦その他の共通課題について、具体化をパートナー諸国と進めていくと表明した。

2022 年 5 月、米国の主催により、IPEF の立上げに関する首脳級会合が東京で開催され、共同声明が公表された。同年 9 月に 14 か国（米国、日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インド、フィジー、ASEAN7 か国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム））が参加して、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済及び④公正な経済の四つの柱について、正式に交渉開始が宣言された。以降、世界人口の半数を擁し、世界の活力の中核であるインド太平洋地域での、イノベティブで、包摂的、持続可能な経済成長の実現に向け、集中的に交渉が重ねられてきた。

2023 年 5 月にサプライチェーン協定が実質妥結に至り、同年 11 月に米国で開催された閣僚級会合及び首脳会合にて署名された後、2024 年 2 月に発効した。また、同閣僚級会合では、クリーン経済協定分野及び公正な経済協定等について実質妥結に至った。

2024 年 6 月にシンガポールで行われた閣僚級会合では、クリーン経済協定及び公正な経済協定等の署名が行われ、これらの協定は 2024 年 10 月に発効した。

(2) 日米豪印首脳会合

2024 年 9 月、日本、米国、豪州、インドの 4 か国は、日米豪印首脳会合を米国にて対面で開催した。岸田総理大臣から、日米豪印の 4 か国が「自由で開かれたインド太平洋」という共通のビジョンへの強固なコミットメントを国際社会に示し続けていくことがますます重要である旨述べ、4 か国首脳間でその旨一致した。

同会合の機会に日米豪印首脳共同声明が発出され、経済産業省関連では、重要・新興技術や気候及びクリーンエネルギー、サイバー等における

4 か国間の協力を更に推進することが盛り込まれた。

(3) デジタル通商ルール

近年、越境データ流通量は増加傾向にある。急速に発展するデジタル経済の機会をいかすためには、データの利活用が不可欠であり、これが社会課題の解決や企業価値向上に貢献すると期待されている。

2019 年 1 月のダボス会議で、安倍総理大臣が DFFT を提唱し、同年 6 月の G20 大阪サミットで、プライバシーやセキュリティ等の課題に対処することでデータの自由な流通を更に促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化することができるとする DFFT の考え方が示された。

DFFT の推進に向けて、デジタル庁を含む関係省庁が連携しており、特に通商ルール分野の関連では、以下の取組がある。

① WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉

WTO 電子商取引共同声明イニシアティブに参加する 91 か国・地域と共に、電子商取引に関する規律について、高い水準かつ商業的に意義ある成果を目指して 2019 年から交渉が行われており、日本は、豪州、シンガポールとともに共同議長国を務めている。

2024 年 7 月には、共同議長国は、交渉参加国・地域を代表して、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成した旨の共同議長国声明を発出するとともに、テキストを公表した。

【詳細は、第 III 部第 1 章第 3 節 5. (1) を参照。】

② 経済連携協定における電子商取引章

CPTPP（2018 年 12 月発効）の電子商取引章で、データ流通を促進する国際約束の先駆けとして、情報の電子的手段による国境を越える移転（いわゆる、データの自由流通の原則）やコンピュータ関連設備の設置等について規定された。

以降、日米デジタル貿易協定（2020 年 1 月発効）、日英 EPA（2021 年 1 月発効）、RCEP（2022 年 1 月発効）でも同様の規定が盛り込まれた（なお、協定ごとに例外範囲などの違いあり）。

また、日 EU・EPA（2019 年 2 月発効）では、同協定内の規定（第 8.81 条）に従い、「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることの必要性の再評価についての協議が行われ、2022 年 10 月に正式交渉を開始、2023 年 10 月に大筋合意した。2024 年 1 月には、「データの自由な流通に関する規定」等を含める EPA 改正議定書が署名され、同年 7 月 1 日に発効した。

さらに、日インドネシア EPA（2008 年 7 月発効）では、協定改定交渉により、電子商取引章が導入され、情報の電子的手段による国境を越える移転、コンピュータ関連設備の設置等の規定が盛り込まれることで大筋合意を確認し、2024 年 8 月 8 日に署名に至った。

【個別の経済連携協定の状況については、第 III 部第 2 章第 2 節第 5 項を参照。】

③ その他国際フォーラムでの議論（G7、OECD）

(i) G7

G7 貿易大臣会合（2024 年 7 月）では、WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉の適時な妥結に向けて取り組むこと、正当化できないデータローカライゼーション措置が越境データ流通に悪影響を及ぼすことを認識し、透明性を欠き、恣意的に課される正当化できないデータローカライゼーション措置に対処することに引き続きコミットすることが確認された。

【G7 貿易大臣会合については、第 III 部第 1 章第 1 節を参照。】

(ii) OECD（経済協力開発機構）

OECD では、デジタル経済に関する国際的な共通理解の醸成に向け、デジタル貿易に係る既存ルールや原則等を整理する OECD インベントリプロジェクトを、日本からの拠出で、2020 年から 2022 年にかけて実施した。越境データ流通を促進する各国措置について一定の共通項を明らかにするとともに、異なる措置の相互運用性を達成するには補完的なアプローチが有効であることを示し、G7・G20 の関連大臣会合や WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉会合でも紹介された。2023 年には産業界からも懸念の強いデータローカライゼーション措置について更なる調査を実施した。当該調査結果は、2023 年 G7 貿易大臣声明で、正当化できないデータローカライゼーション措置に対抗すべきという G7 共通のメッセージを発出する上で重要な議論の土台となった。

また、政府による民間保有の個人データへのアクセス（ガバメントアクセス）に関し、許容されるアクセスと許容されるべきでないアクセスを差別化するため、日本の提案に基づき「信頼あるガバメントアクセス原則」についての議論を開始した。2022 年 12 月の OECD/CDEP（デジタル経済政策委員会）閣僚会合では、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」が採択された。同宣言には、法的根拠、正当な目的、承認、データの取扱い、透明性、監督及び救済の 7 項目からなるガバメントアクセスに関する共通原則が盛り込まれた。

7. 人権問題への対応

グローバル化の進展によって、企業活動が人権に及ぼす負の影響が拡大する中、企業活動による人権侵害についての企業の責任に対する国際的な議論が更に活発になっている。近年、欧米を中心に人権尊重を理由とした法規制の導入が進み、企業はこれらの法規制への対応を迫られている。また、NGO 等がグローバル企業のサプライチェーン上で起こった人権侵害について批判するケースも生じており、人権侵害を理由とした製品・サービスの不買運動、投資先としての評価の降格、投資候補先からの除外、投資の引揚げ、既存顧客との取引停止などの経営リスクに直面する可能性が存在している。企業が直面するこれらの経営

リスクを低減し、企業価値を向上させ、強靱で包摂的なサプライチェーンを構築する観点からも、サプライチェーン上の企業等も含めた人権尊重の取組を実施・強化していくことが必要となっている。

(1) 企業に人権尊重を求める海外の動き

2011 年 6 月、「ビジネスと人権に関する指導原則」（国連指導原則）が、国連人権理事会において全会一致で支持（endorse）された。同原則では、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセス、という三つの柱を規定し、国家と企業とが、相互に補完し合いながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められ

ている。企業は、人権を尊重する責任を果たすため、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンス⁴¹⁵、③救済（苦情処理メカニズムの設置を含む）、を実施すべきとされている。また、同原則の履行として、各国に対し国別行動計画（National Action Plan：NAP）の策定が推奨されており、2025 年 3 月末時点で日本を含む世界の 30 か国以上が NAP を策定している。

また、OECD 多国籍企業行動指針及び国際労働機関（ILO）多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言の改定が、それぞれ 2011 年、2017 年に行われた際、国家の人権保護義務や企業の人権尊重責任が盛り込まれた。さらに、2023 年に OECD 多国籍企業行動指針が OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針に改定され、企業によるサプライチェーンの下流へのデュー・ディリジェンスの適用範囲の明確化等、新たな規定が盛り込まれた。人権保護義務を負うことはもちろん、企業に人権尊重責任があることが国際的な原則となっており、企業はこれらの国際的文書に沿って行動することが求められている。

さらに、近年、欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進んでいる。例えば、欧州では、2021 年 6 月にドイツで「サプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンスに関する法律（サプライチェーン法）」が成立し、2023 年 1 月に発効されている。同法では、一定規模以上の企業に人権デュー・ディリジェンスの実施や、その結果に関する報告書の作成・公表等を義務付けている。

さらに EU では、2022 年 2 月に欧州委員会が公表した、一定規模の企業に対して人権及び環境に関するデュー・ディリジェンスを義務化する「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」

が、2024 年 7 月に成立した。本指令に基づき EU 加盟国は 2026 年 7 月までに国内法を制定することになっており、2027 年 7 月から企業規模に応じて順次適用開始されることとなっている⁴¹⁶。このほか、欧州委員会が 2022 年 9 月に公表した強制労働関連製品の EU 域内における上市・EU 域外への輸出を禁止する規則も、2024 年 12 月に発効しており、2027 年 12 月から適用開始されることとなる。

米国は、外交政策における人権重視を掲げ、欧州とも連携して、新疆ウイグル自治区における人権侵害への関与を理由とした制裁を含む措置を実施している。米国は 1930 年関税法により、強制労働由来品等の製品の輸入を禁止しているが、2022 年 6 月には、中国の新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産等された製品や、米国政府がリストで示す事業者により生産された製品は、全て強制労働によるものと推定し、原則として米国への輸入を禁止する「ウイグル強制労働防止法」が施行された。同法に基づき、輸入貨物を差し止められた場合、輸入者は、輸入物品とその原材料が新疆ウイグル自治区で生産されていないこと等を示す必要があり、同法の対象である（輸入物品やその原材料が新疆ウイグル自治区で生産されたものを含む）場合には、輸入物品が一部なりとも強制労働に依拠していないこと等を、輸入者が「明確かつ説得力のある証拠」を提出し証明する必要がある。本法の施行に併せて公表された「執行戦略」⁴¹⁷では、法執行の優先度が高いセクターとして、アパレル、綿花・綿製品、ポリシリコンを含むシリカ系製品、トマト・その他派生製品が当初掲げられていたが、2024 年 7 月の更新⁴¹⁸では、新たにポリ塩化ビニル、アルミニウム、水産

⁴¹⁵ 人権デュー・ディリジェンス（DD）：人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指す。

⁴¹⁶ なお、欧州委員会は、2025 年 2 月 26 日に、本指令を含む持続可能性に関連する規制の簡素化を目的とするオムニバス法案を発表した。オムニバス法案では、本指令におけるデュー・ディリジェンスの義務の簡素化や適用開始時期の延期などが提案されており、今後 EU 理事会及び欧州議会において審議されることとなる。

⁴¹⁷ US Department of Homeland Security, 'Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China: Report to Congress', 17 June 2022, https://www.dhs.gov/sites/default/files/2022-06/22_0617_fletf_uflpa-strategy.pdf.

⁴¹⁸ US Department of Homeland Security, '2024 Updates to the Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China: Report to Congress', 9 July 2022, <https://www.dhs.gov/sites/default/files/2024-07/2024%20Updates%20to%20the%20Strategy%20to%20Prevent%20the%20Importation%20of%20Goods%20Mined%2C%20Produced%2C%20or%20Manufactured%20with%20Forced%20Labor%20in%20the%20People%E2%80%99s%20Republic%20of%20China.pdf>.

物が追加されている⁴¹⁹。国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）が公開した同法の執行状況についての統計ダッシュボードによると、2025 年 2 月までに、ウイグル強制労働防止法に基づき、既に 15,539 件の輸入が差し止められ、そのうち 8,633 件の輸入が禁止され、5,558 件の輸入が許可されている⁴²⁰。

こうした国際社会の動きも踏まえ、企業としても事業活動における人権尊重の取組を行っていく必要があり、自社内だけでなく自社のサプライチェーンやバリューチェーン全体を見据えた対応と情報開示が求められている。

(2) 我が国の取組

我が国政府は、国連指導原則を踏まえ、2020 年 10 月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」を策定し、日本企業に対して、規模、業種等にかかわらず、人権デュー・ディリジェンスのプロセスの導入を期待する旨を表明した。

また、経済産業省は外務省と連名で、2021 年 9 月～10 月にかけて、政府として初めて、行動計画のフォローアップの一環として、日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する調査を実施した（「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」⁴²¹）。調査結果を見ると、回答企業のうち、人権方針を策定している企業は約 7 割であるほか、人権デュー・ディリジェンスを実施している企業は約 5 割程度にとどまっている。また、人権を尊重する経営を実践する上での課題としては、「サプライチェーン上における人権尊重の対応状況を評価する手法が確立されていない」、「サプライチェーン構造

が複雑で、対象範囲の特定が難しい」、「十分な人員・予算を確保できない」との回答が多く見られ、政府に対する要望として、ガイドライン整備を期待する声が最も多く寄せられた。

このような状況も踏まえ、企業が国際スタンダードに沿った人権尊重に積極的に取り組めるよう、2022 年 3 月、経済産業省は「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」を設置し、同検討会での議論を重ね、同年 9 月、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表した⁴²²。

同ガイドラインは、法的拘束力を有するものではないが、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及び ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を始めとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説している。企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものであり、企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業を対象としている。同ガイドラインで、企業は、国際的に認められた人権を尊重すべきとされ、その責任を果たすため、①企業トップを含む経営陣の承認を経た人権方針の策定・公表、②人権デュー・ディリジェンスの実施、③自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済を行うことが求められている（第 III-2-2-8 図）。

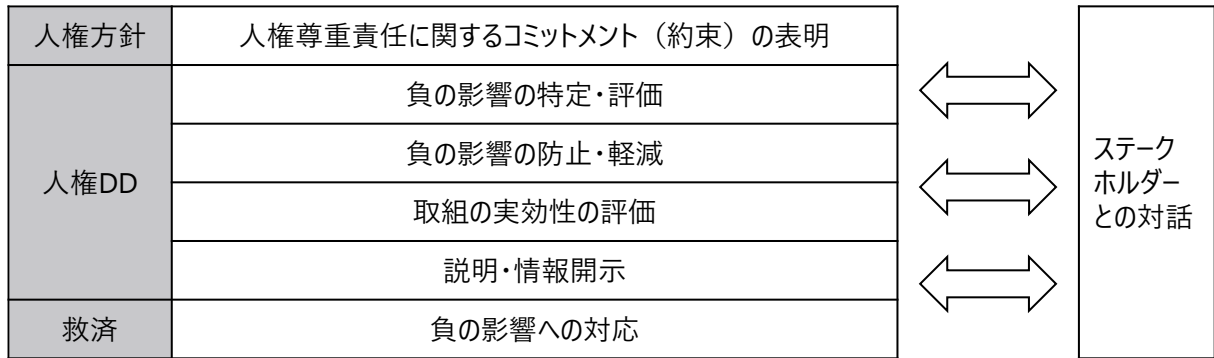
⁴¹⁹ 2023 年 8 月の執行戦略の更新においては、ナツメ他農産品、ビニル製品、アルミニウム、鉄、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、銅、電子機器、タイヤ他自動車部品が、NGO 等による特定に起因する監視強化品目として列挙されている。US Department of Homeland Security, '2023 Updates to the Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China: Report to Congress', 26 July 2023, https://www.dhs.gov/sites/default/files/2023-08/23_0728_plcy_uflpa-strategy-2023-update-508.pdf.

⁴²⁰ US Customs and Border Protection, 'Uyghur Forced Labor Prevention Act Statistics', <https://www.cbp.gov/newsroom/stats/trade/uyghur-forced-labor-prevention-act-statistics>.

⁴²¹ 経済産業省・外務省「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査集計結果」、2021 年 11 月、https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/supplychain_chosa.pdf.

⁴²² 経済産業省「日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました」、2022 年 9 月 13 日、<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>。

第 III-2-2-8 図 責任ありサプライチェーン等における人権尊重の全体像



資料：経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」から作成。

また、2023 年 4 月には、具体的な取組方法がイメージできないなどの企業の声も踏まえて、経済産業省は、本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業が本ガイドラインに沿った取組を進めやすくする「サプライチェーンにおける人権尊重のための実務参照資料」を作成・公表した⁴²³。そのほか、ILO への拠出を通じて、2024 年 3 月、ILO と JETRO が共同で、東南アジア諸国等に活動拠点を有する日本企業の人権尊重に係る取組をまとめた好事例集を公表した⁴²⁴。

さらに、ガイドラインや実務参照資料の活用を促すため、取組支援セミナー等を通じて周知徹底に努めてきた。2025 年 2 月には、人権デュー・ディリジェンスで活用されている自己評価質問表を題材として、中小企業に求められるより具体的な人権尊重の取組に焦点を当てたセミナーを開催したほか、中小企業庁と連携して中小企業向けのセミナーを実施した。また、2022 年から ILO への拠出を通じて、全国社会保険労務士連合会と協力し、中小企業の人権尊重の取組をサポートできる専門人材育成に取り組んでいる。2025 年 3 月時点で計 600 名以上の社労士が研修を修了する等、中小企業に対する支援を進めてきた。そのほか、ILO への拠出事業として、企業内人材育成プログラムの実施や、機関投資家向けのビジネスと人権に関するガイドの作成等を通じ、産業界への周知啓発を行ってきている。

日本国内だけでなく、アジア諸国でも、「ビジネスと人権」に取り組んできている。ILO への拠出を通じて、アジアでの責任ある企業行動の推進を目的として、これまでアジア 6 か国⁴²⁵において、日本企業の海外取引先企業などに対する人権デュー・ディリジェンスの実施支援、人権・労働環境向上のためのアドバイスの提供、国際労働基準に精通した人材育成支援などの事業を実施した。さらに、タイやインドネシアでは機械産業等技能開発への支援を通じ、責任ある企業行動の推進に努めた。また、2025 年 2 月及び 3 月には、ベトナム企業と日本企業間の協力体制の構築・深化を目的に、ベトナム企業の経営層・管理職や業界団体向けに、責任ある企業行動の推進研修を実施し、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスの実践的アプローチ等についての理解の促進に取り組んだ。

各国政策の予見可能性の向上に向け、国際協調・連携も進めている。国際場理では、2024 年 6 月の G7 プーリア・サミット及び同年 7 月の G7 貿易大臣会合で、サプライチェーンにおける人権の確保、企業にとっての予見可能性及び確実性の向上に向けた取組の強化等について合意に至った。

日欧間では、2024 年 7 月の EU 企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令の成立を踏まえて、同年 10 月にウェビナーを開催した。本ウェビナーでは、欧州委員会司法総局、業界団体や有識者

⁴²³ 経済産業省「「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参考資料」を公表しました」、2023 年 4 月 4 日、<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html>。

⁴²⁴ ILO「責任ある企業行動と人権デュー・ディリジェンス：日本企業のグッドプラクティス」、2024 年 3 月 14 日、<https://www.ilo.org/ja/publications/responsible-business-conduct-and-human-rights-due-diligence-good-practices-JPN>。

⁴²⁵ バングラデシュ、カンボジア、ベトナム、インド、ラオス、マレーシア。

も交えて産業界の対応や課題についてのパネルディスカッションを実施した。

日米間では、2023 年に「サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の促進に関する日米タスクフォース」を立ち上げ、2024 年 2 月の第一回会合に続き、2024 年 10 月及び 12 月に第二回会合（政府間対話及びステークホルダー対話）を開催し、両国政府や産業界の取組について情報交換を行った。

我が国政府は、企業による人権尊重の取組を促進すべく、引き続き企業に対する情報提供、周知・啓発活動を推進していくとともに、各国政府との協調を進め、公平な競争条件の下で積極的に人権尊重に取り組める環境、企業にとっての予見可能性が高まる環境の実現に向け取り組んでいくこととしている。